東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
（請求目論見書）
２０２３年９月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

１．本書は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。

２．この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2023 年９月 20 日に関東財務局長に提出しており、2023 年９月 21 日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の１口当たり元本は１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント　サービスデスク

０１２０－７１２－０１６（土日祝日・年末年始を除く９時～17時）

(5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(6)【申込単位】

① 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 上記①にかかわらず、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、１口の整数倍をもって取得できます。

(7)【申込期間】

2023年９月21日から2024年３月19日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① 申込の方法

a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。

b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。

c. 取得申込の受付は、原則として午後３時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。

d. 上記にかかわらず、証券取引所（※）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

（※）金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます（以下、本書において同じ。）。

e. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）

f. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

※上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

② 日本以外の地域における発行

該当ありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1)【ファンドの目的及び基本的性格】
① ファンドの目的

当ファンドは、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に連動する投資成果の達成を目標とし、同様の運用目標を持つ「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として運用を行います。

※「ＴＭＡ」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／株式／インデックス型に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
	海　外	債　券	
追加型投信	内　外	不動産投信	特殊型
		その他資産 (　　)	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
一般	年2回	日本		ＴＯＰＩＸ
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	その他 (　　)
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 (　　)	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 (　　)		エマージング		
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（株式（一般）））				
資産複合 (　　)				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年１回		目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	目論見書または投資信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	目論見書または投資信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより１兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1 主にＴＯＰＩＸに採用されている銘柄に投資します。

- 主にＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を主要投資対象として運用する「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。
- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

2 ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

- ＴＯＰＩＸをベンチマークとします。
  投資成果はＴＯＰＩＸの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じることがあります。

3 ＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を中心に、ＴＯＰＩＸとの連動性を考慮し組入を行います。

- 流動性、機動性、コスト等の観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

<マザーファンドが対象とする指数について>

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社(以下「ＪＰＸ」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。
●ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
●ＪＰＸは、TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
●ＪＰＸは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
●ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではありません。
●ＪＰＸは、ファンドの購入者または公衆に対し、ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
●ＪＰＸは、委託会社またはファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
●以上の項目に限らず、ＪＰＸはファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

• ファミリーファンド方式により運用を行います。

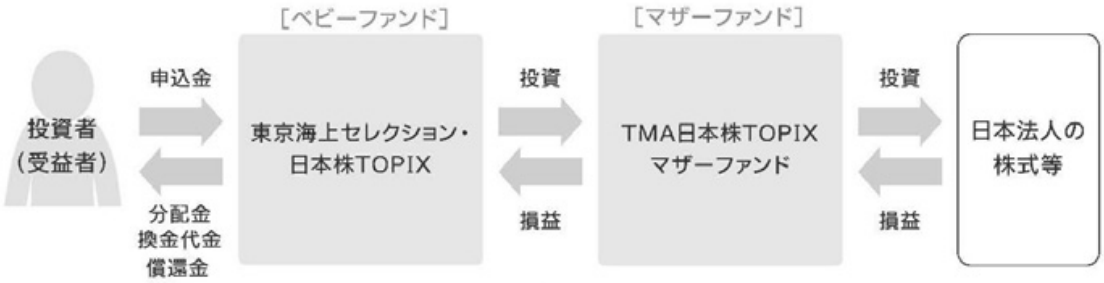

※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株　　式	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
デリバティブ等	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

◎年１回決算を行います。

• 6月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配												

ⓘ上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2001年９月25日　　ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

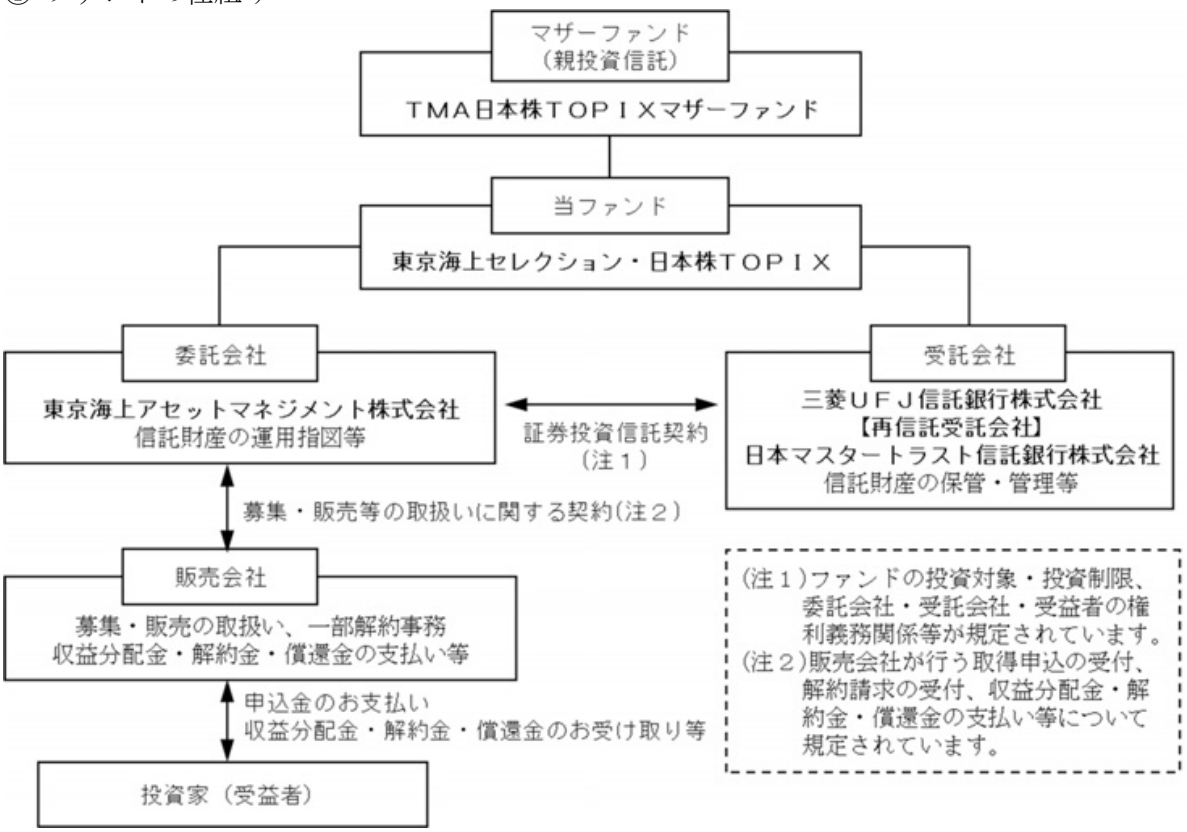

② 委託会社の概況

・名称　　東京海上アセットマネジメント株式会社

・資本金の額　20億円（2023年６月末日現在）

・会社の沿革

1985年12月　東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金２億円で設立

1987年２月　投資顧問業者として登録

同年６月　投資一任業務認可取得

1991年４月　国内および海外年金の運用受託を開始

1998年５月　東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年９月　金融商品取引業者として登録

2014年４月　東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月　東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（2023年６月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目２番１号	38,300株	100.0％

2【投資方針】

(1)【投資方針】

１．基本方針

ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

① 主としてＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

② ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

③ 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

④ 株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

⑤ ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

＜参考情報＞マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

◇ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

＜基本方針＞ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

(1)投資対象

ＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を主要投資対象とします。

(2)運用方針

①ＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を中心に、ＴＯＰＩＸとの連動性を考慮し組入を行います。

②流動性、機動性、コストなどの観点から、株価指数先物取引を行うことがあります。

③基本的には株式への組入比率を高位に保ちますが、資金動向、市況動向によっては実質株式組入比率の調整を機動的に行います。

④有価証券等の価格変動リスクを回避するため、日本において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における日本の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことがあります。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことがあります。

＜投資制限＞

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(7) 約款第16条（先物取引等の運用指図）、第17条（スワップ取引の運用指図）および第18条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

※大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

※運用にあたっては、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）採用銘柄から時価総額・業種別構成比率等を勘案し、層化抽出法を用いてＴＯＰＩＸ（東証株価指数）に連動するようポートフォリオを構築します。

⑵【投資対象】

１．当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

⑴ 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）

③ 金銭債権（①④に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

⑵ 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

２．委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

⑴ 株券または新株引受権証書

⑵ 国債証券

⑶ 地方債証券

⑷ 特別の法律により法人の発行する債券

⑸ 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

⑹ 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

⑺ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

⑻ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

⑼ 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

⑽ コマーシャル・ペーパー

⑾ 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

⑿ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記⑴から⑾までの証券または証書の性質を有するもの

⒀ 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

⒁ 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

⒂ 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

⒃ オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

⒄ 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

⒅ 外国法人が発行する譲渡性預金証書

⒆ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

⒇ 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、⑴の証券または証書、⑿および⒄の証券または証書のうち⑴の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、⑵から⑹までの証券、⑿および⒄の証券または証書の

うち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

３．委託会社は、信託金を、上記２．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金
(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
(3) コール・ローン
(4) 手形割引市場において売買される手形
(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
(6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

４．上記２．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記３．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

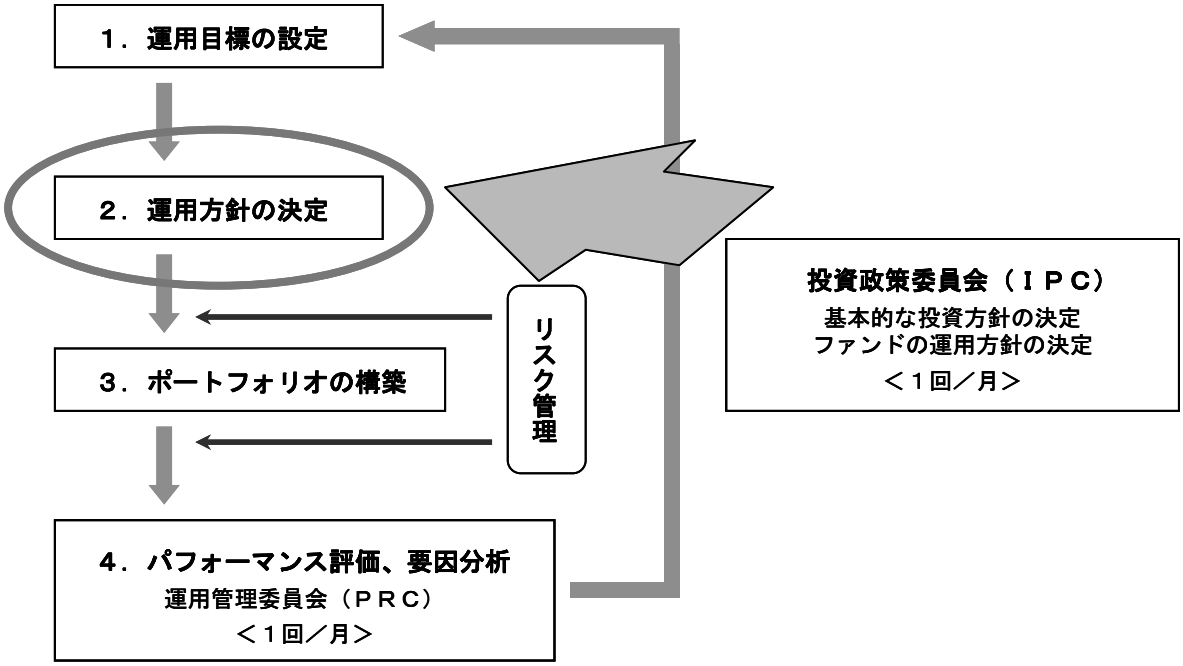

ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（５～10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月１回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「３ 投資リスク」の「３.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2023年６月末日現在）

(4)【分配方針】

年１回（原則として６月20日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（※）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（※）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

③ 計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

④ 分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

a. 株式への投資割合には、制限を設けません。

b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

g. デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利

変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

② 投資する株式等の範囲（約款第19条）

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引（約款第21条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等（約款第22条）

a. 委託会社は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。本書において同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。本書において同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。本書において同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引（約款第23条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第24条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必

要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第24条の２）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付（約款第25条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

⑨ 公社債の空売（約款第26条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 公社債の借入（約款第27条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑪ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第28条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（約款第29条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第29条の２）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭ 資金の借入（約款第37条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1．投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

① 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

② 流動性リスク

受益者から短期間に相当金額の解約申込があった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。これに伴い基準価額が大きく下落することがあります。

(2) ＴＯＰＩＸとの乖離リスク

当ファンドの投資成果はＴＯＰＩＸの動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
・ＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を必ずしも全銘柄保有しないこと、あるいは、保有ウェイトがＴＯＰＩＸにおけるウェイトと異なること
・株式売買手数料等の取引コストを負担すること
・信託報酬等の管理報酬を負担すること

(3) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2．その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
・投資信託は保険契約および預金ではありません。
・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
・投資信託は預金保険の対象ではありません。
・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
・当ファンドは、主に国内株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性
法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。
(3) その他の留意点
① 取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。
② 一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。
③ 委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
④ 受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。
⑤ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
⑥ 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
⑦ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
⑧ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

３．管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

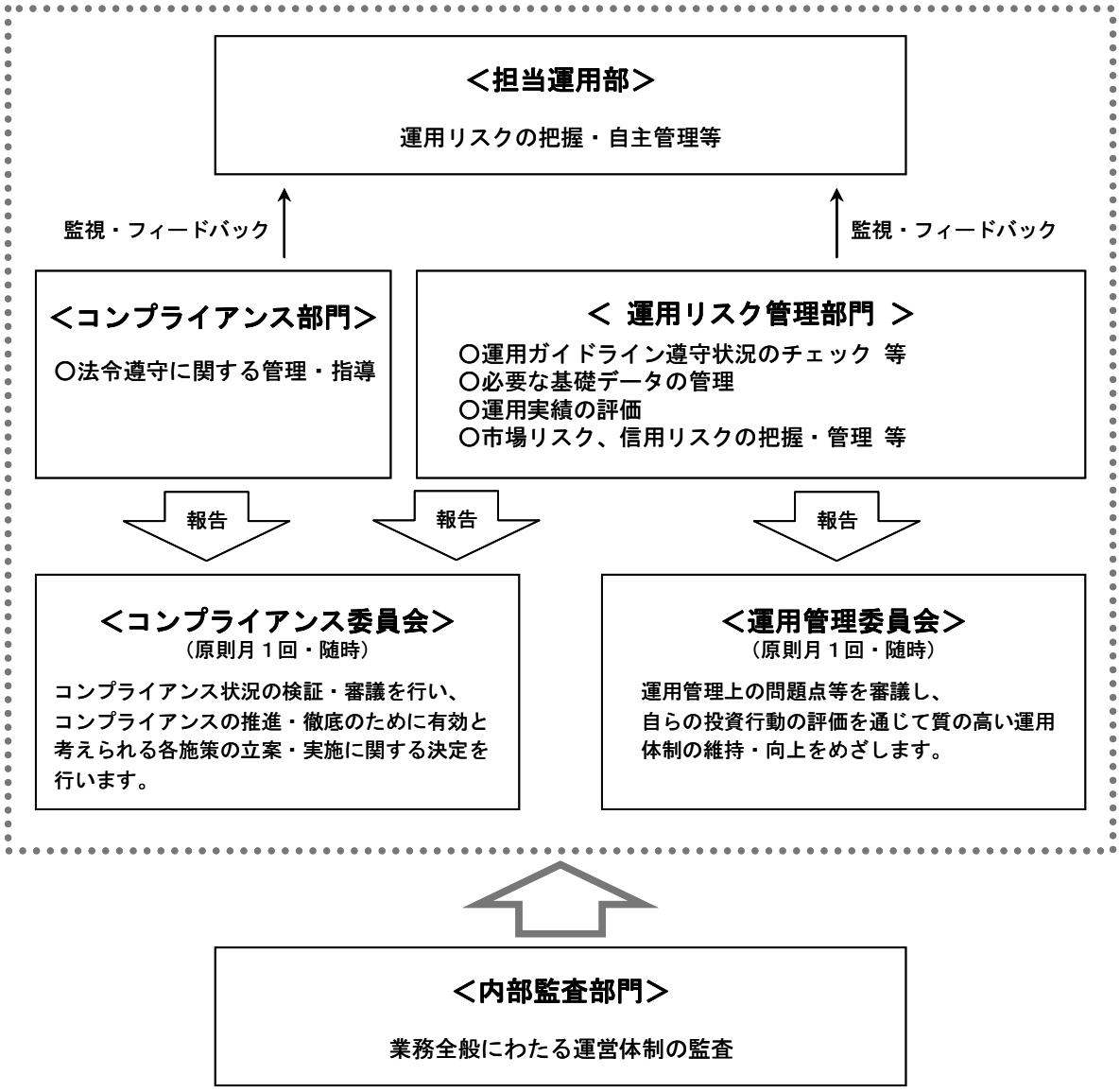

＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

2018年7月～2023年6月

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

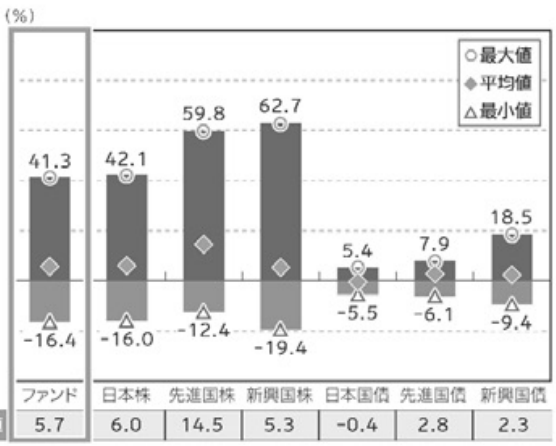

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株	MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債	NOMURA-BPI（国債）
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下、ＪＰＸといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI（国債）に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.154%（税抜0.14%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

委託会社*1	販売会社*2	受託会社*3
年率0.06%	年率0.06%	年率0.02%

＊１ 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

＊２ 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

＊３ 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年49.5万円（税抜45万円）の１日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

＜個人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％※および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。配当控除は、総合課税を選択した場合には適用がありますが、申告不要制度の適用を受けた場合または申告分離課税を選択した場合には適用がありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15％×2.1％）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315％（所得税15％、復興特別所得税0.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」および非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「つみたてＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得等が一定期間非課税となりますが、2024年１月１日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年１月１日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、2024年１月１日以降の「ＮＩＳＡ」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

＜法人の受益者に対する課税＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額については、15.315％（所得税15％および復興特別所得税0.315％）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※１）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

＜確定拠出年金に対する課税＞

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の「各受益者の個別元本」（※２）超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運

用にかかる税制が適用されます。

（※１）「元本払戻金（特別分配金）」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※２）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＊上記は、2023年６月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

５【運用状況】

以下は2023年6月30日現在の運用状況です。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	35,446,898,743	100.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		△1,490,829	△0.00
合計（純資産総額）		35,445,407,914	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）
当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	48,606,891,570	94.10
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,044,065,700	5.89
合計（純資産総額）		51,650,957,270	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	2,791,360,000	5.40

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a.主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	17,013,966,950	2.0759	35,319,422,374	2.0834	35,446,898,743	100.00

b.投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合　計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ご参考：親投資信託の投資資産）
①投資有価証券の主要銘柄
a. 主要銘柄の明細
ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	株式	814,200	1,791.97	1,459,024,964	2,308.50	1,879,580,700	3.63
2	ソニーグループ	日本	電気機器	株式	105,100	11,623.56	1,221,636,994	12,965.00	1,362,621,500	2.63
3	キーエンス	日本	電気機器	株式	14,800	60,562.01	896,317,846	67,850.00	1,004,180,000	1.94
4	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	銀行業	株式	919,700	833.82	766,872,488	1,065.00	979,480,500	1.89
5	日本電信電話	日本	情報・通信業	株式	4,777,500	160.28	765,744,224	170.50	814,563,750	1.57
6	三菱商事	日本	卸売業	株式	97,800	4,670.13	456,738,853	6,930.00	677,754,000	1.31
7	三井住友フィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	107,400	5,209.33	559,482,266	6,159.00	661,476,600	1.28
8	日立製作所	日本	電気機器	株式	72,700	6,868.76	499,358,944	8,896.00	646,739,200	1.25
9	東京エレクトロン	日本	電気機器	株式	31,400	15,900.23	499,267,474	20,560.00	645,584,000	1.24
10	任天堂	日本	その他製品	株式	93,400	5,099.59	476,302,524	6,542.00	611,022,800	1.18
11	三井物産	日本	卸売業	株式	112,200	3,731.89	418,718,396	5,411.00	607,114,200	1.17
12	武田薬品工業	日本	医薬品	株式	131,800	4,300.09	566,752,704	4,527.00	596,658,600	1.15
13	第一三共	日本	医薬品	株式	130,100	4,492.38	584,459,300	4,550.00	591,955,000	1.14
14	信越化学工業	日本	化学	株式	123,700	4,008.44	495,844,640	4,768.00	589,801,600	1.14
15	伊藤忠商事	日本	卸売業	株式	96,700	4,153.20	401,615,110	5,687.00	549,932,900	1.06
16	ＨＯＹＡ	日本	精密機器	株式	31,700	14,179.03	449,475,370	17,075.00	541,277,500	1.04
17	ダイキン工業	日本	機械	株式	17,800	22,448.12	399,576,544	29,265.00	520,917,000	1.00
18	本田技研工業	日本	輸送用機器	株式	119,300	3,367.03	401,686,904	4,341.00	517,881,300	1.00
19	リクルートホールディングス	日本	サービス業	株式	113,200	3,490.84	395,163,952	4,563.00	516,531,600	1.00
20	ＫＤＤＩ	日本	情報・通信業	株式	115,000	4,085.47	469,829,995	4,450.00	511,750,000	0.99
21	ソフトバンクグループ	日本	情報・通信業	株式	74,100	4,869.39	360,822,052	6,773.00	501,879,300	0.97
22	東京海上ホールディングス	日本	保険業	株式	145,700	2,569.91	374,436,389	3,315.00	482,995,500	0.93
23	みずほフィナンシャルグループ	日本	銀行業	株式	211,100	1,842.27	388,903,650	2,199.00	464,208,900	0.89
24	オリエンタルランド	日本	サービス業	株式	81,200	4,392.59	356,678,728	5,601.00	454,801,200	0.88
25	ＳＭＣ	日本	機械	株式	4,800	68,322.67	327,948,860	79,480.00	381,504,000	0.73
26	ソフトバンク	日本	情報・通信業	株式	239,800	1,536.77	368,519,567	1,540.00	369,292,000	0.71
27	ファナック	日本	電気機器	株式	72,400	4,568.42	330,754,024	5,032.00	364,316,800	0.70
28	村田製作所	日本	電気機器	株式	44,200	7,686.65	339,750,185	8,236.00	364,031,200	0.70
29	セブン&アイ・ホールディングス	日本	小売業	株式	53,800	5,785.82	311,277,340	6,205.00	333,829,000	0.64
30	三菱電機	日本	電気機器	株式	153,000	1,519.01	232,409,430	2,027.00	310,131,000	0.60

b. 投資有価証券の種類
ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.28
		建設業	1.85
		食料品	3.18
		繊維製品	0.42

		パルプ・紙	0.15
		化学	5.66
		医薬品	4.90
		石油・石炭製品	0.38
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	0.61
		金属製品	0.51
		機械	5.18
		電気機器	17.20
		輸送用機器	7.52
		精密機器	2.45
		その他製品	2.20
		電気・ガス業	1.20
		陸運業	2.68
		海運業	0.53
		空運業	0.50
		倉庫・運輸関連業	0.16
		情報・通信業	7.76
		卸売業	6.41
		小売業	4.10
		銀行業	5.75
		証券、商品先物取引業	0.67
		保険業	2.14
		その他金融業	1.08
		不動産業	1.68
		サービス業	4.53
合　計			94.10

②投資不動産物件

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/売建	数量(枚)	帳簿価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	122	2,754,781,700.00	2,791,360,000	5.40

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第13計算期間末	(2014年 6月20日)	14,692	14,692	1.4138	1.4138
第14計算期間末	(2015年 6月22日)	18,678	18,678	1.8608	1.8608
第15計算期間末	(2016年 6月20日)	16,163	16,163	1.4627	1.4627
第16計算期間末	(2017年 6月20日)	20,048	20,048	1.8792	1.8792
第17計算期間末	(2018年 6月20日)	22,536	22,536	2.0657	2.0657
第18計算期間末	(2019年 6月20日)	20,905	20,905	1.8718	1.8718
第19計算期間末	(2020年 6月22日)	21,221	21,221	1.9315	1.9315
第20計算期間末	(2021年 6月21日)	25,283	25,283	2.3669	2.3669
第21計算期間末	(2022年 6月20日)	26,041	26,041	2.3254	2.3254
第22計算期間末	(2023年 6月20日)	35,113	35,113	2.9953	2.9953
2022年 6月末日		26,927	—	2.3938	—
7月末日		27,916	—	2.4808	—
8月末日		28,257	—	2.5112	—
9月末日		26,973	—	2.3757	—
10月末日		28,564	—	2.4958	—
11月末日		29,325	—	2.5693	—
12月末日		28,258	—	2.4525	—
2023年 1月末日		29,627	—	2.5601	—
2月末日		29,899	—	2.5849	—
3月末日		30,643	—	2.6282	—
4月末日		31,474	—	2.6996	—
5月末日		32,627	—	2.7946	—
6月末日		35,445	—	3.0054	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	17.9
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	31.6
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	△21.4
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	28.5
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	9.9
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	△9.4
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	3.2
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	22.5
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	△1.8
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	28.8

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第13計算期間	2013年 6月21日～2014年 6月20日	2,996,270,753	2,748,858,351	10,392,022,485
第14計算期間	2014年 6月21日～2015年 6月22日	3,281,969,577	3,636,319,417	10,037,672,645
第15計算期間	2015年 6月23日～2016年 6月20日	3,329,100,805	2,315,993,314	11,050,780,136
第16計算期間	2016年 6月21日～2017年 6月20日	2,809,980,837	3,191,761,975	10,668,998,998
第17計算期間	2017年 6月21日～2018年 6月20日	2,645,609,805	2,404,774,151	10,909,834,652
第18計算期間	2018年 6月21日～2019年 6月20日	2,195,161,064	1,936,232,010	11,168,763,706
第19計算期間	2019年 6月21日～2020年 6月22日	2,536,213,271	2,717,849,918	10,987,127,059
第20計算期間	2020年 6月23日～2021年 6月21日	1,920,672,417	2,225,686,385	10,682,113,091
第21計算期間	2021年 6月22日～2022年 6月20日	2,145,247,159	1,628,795,266	11,198,564,984
第22計算期間	2022年 6月21日～2023年 6月20日	2,409,507,102	1,885,338,382	11,722,733,704

＜参考情報＞

基準日：2023年6月30日

基準価額・純資産の推移

※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。※設定日は2001年9月25日です。

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第18期	2019/06/20	0円
第19期	2020/06/22	0円
第20期	2021/06/21	0円
第21期	2022/06/20	0円
第22期	2023/06/20	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産構成

資産	比率
株式	94.1%
株式先物	5.4%
短期金融資産等	0.5%
合計	100.0%

組入上位10業種

	業種	比率
1	電気機器	17.2%
2	情報・通信業	7.8%
3	輸送用機器	7.5%
4	卸売業	6.4%
5	銀行業	5.8%
6	化学	5.7%
7	機械	5.2%
8	医薬品	4.9%
9	サービス業	4.5%
10	小売業	4.1%

組入上位10銘柄

組入銘柄数：1,058銘柄

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6%
2	ソニーグループ	電気機器	2.6%
3	キーエンス	電気機器	1.9%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.9%
5	日本電信電話	情報・通信業	1.6%
6	三菱商事	卸売業	1.3%
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.3%
8	日立製作所	電気機器	1.3%
9	東京エレクトロン	電気機器	1.2%
10	任天堂	その他製品	1.2%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。
※比率は純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移

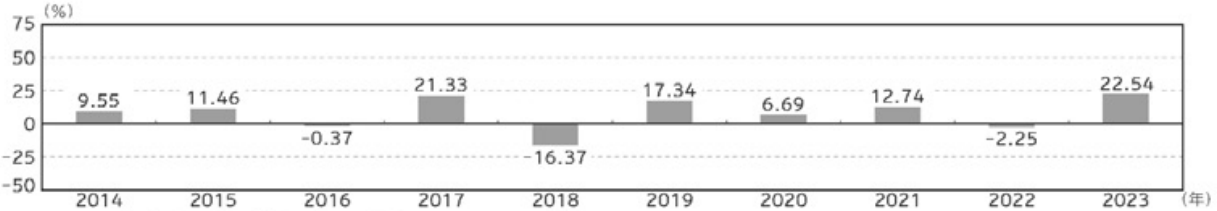

※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。

b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。

c. 販売会社によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、１口の整数倍をもって取得できます。

d. 取得申込の受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。

e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
●委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント　サービスデスク
０１２０-７１２-０１６（土日祝日・年末年始を除く９時～17時）

f. 取得申込にかかる手数料はありません。

g. 上記にかかわらず、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。

b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。

c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。

d. 解約単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後３時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。

f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の基準価額とします。

※信託財産留保額はありません。

※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。

g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

h. 解約にかかる手数料はありません。

i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から、お支払いします。

j. 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。

l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額とは、受益権１口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
マザーファンド受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日（外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日）の最終相場で評価します。
先物取引	国内取引所に上場されているものは、当該取引所が発表する計算日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価します。 海外取引所に上場されているものは、当該海外取引所が発表する計算日に知りうる直近の日の清算価格または最終相場で評価するものとします。

c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2001年９月25日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年６月21日から翌年６月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、１ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。

d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の信託契約の解約をしません。

e. 委託会社は、信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
f. 上記c. からe. の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. の一定の期間が１ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。
g. 信託契約を解約する場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更」d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
j. 委託会社は、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、あるいは裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、あらかじめ、監督官庁に届出のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更
a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託約款を変更することができます。
b. 変更事項のうち、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
c. 上記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は、１ヵ月以上の一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。
d. 上記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a. の約款変更を行いません。その場合には、委託会社は、内閣府令で定めるところにより、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
e. その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当する信託約款の変更を行う場合において、上記c. の一定の期間内に異議を申し出た受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記b. からd. の規定にしたがいます。

③ 関係会社との契約の更改等
委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書
a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
b. 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（https://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。
c. 上記b. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合は、交付します。

⑤ 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホー

ムページ（https://www.tokiomarineam.co.jp/）に掲載します。
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく（累積）投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

信託契約を解約して信託を終了させるとき、および信託約款の変更を行う場合において、その内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、委託会社によって定められた期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第22期計算期間(2022年6月21日から2023年6月20日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年９月１日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸの2022年６月21日から2023年６月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸの2023年６月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ

(1)【貸借対照表】

区　　分	注記番号	第21期 ［2022年 6月20日現在］ 金額（円）	第22期 ［2023年 6月20日現在］ 金額（円）
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		26,041,582,031	35,113,492,103
未収入金		72,034,943	128,712,852
流動資産合計		26,113,616,974	35,242,204,955
資産合計		26,113,616,974	35,242,204,955
負債の部			
流動負債			
未払解約金		51,341,059	104,960,730
未払受託者報酬		2,921,321	3,358,017
未払委託者報酬		17,527,851	20,148,041
その他未払費用		244,712	246,064
流動負債合計		72,034,943	128,712,852
負債合計		72,034,943	128,712,852
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,198,564,984	11,722,733,704
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		14,843,017,047	23,390,758,399
（分配準備積立金）		6,069,066,638	11,386,307,858
元本等合計		26,041,582,031	35,113,492,103
純資産合計		26,041,582,031	35,113,492,103
負債純資産合計		26,113,616,974	35,242,204,955

(2)【損益及び剰余金計算書】

区　　分	注記番号	第21期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日 金額（円）	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日 金額（円）
営業収益			
有価証券売買等損益		△458,011,323	7,802,635,435
営業収益合計		△458,011,323	7,802,635,435
営業費用			
受託者報酬		5,872,039	6,455,924
委託者報酬		35,232,076	38,735,428
その他費用		492,128	493,480
営業費用合計		41,596,243	45,684,832
営業利益又は営業損失（△）		△499,607,566	7,756,950,603
経常利益又は経常損失（△）		△499,607,566	7,756,950,603
当期純利益又は当期純損失（△）		△499,607,566	7,756,950,603
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		139,676,730	480,173,200
期首剰余金又は期首欠損金（△）		14,601,538,281	14,843,017,047
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,121,774,059	3,802,921,409
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,121,774,059	3,802,921,409
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,241,010,997	2,531,957,460
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,241,010,997	2,531,957,460
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		14,843,017,047	23,390,758,399

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第21期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区　分	第21期 [2022年 6月20日現在]	第22期 [2023年 6月20日現在]
1. ※1　期首元本額	10,682,113,091円	11,198,564,984円
期中追加設定元本額	2,145,247,159円	2,409,507,102円
期中一部解約元本額	1,628,795,266円	1,885,338,382円
2. ※1　計算期間末日における受益権の総数	11,198,564,984口	11,722,733,704口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（586,105,513円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（14,677,066,005円）及び分配準備積立金（5,482,961,125円）より、分配対象額は20,746,132,643円（１万口当たり18,525.68円）でありますが、分配を行っておりません。	※1　分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（738,406,222円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（5,498,711,253円）、投資信託約款に規定される収益調整金（16,580,230,275円）及び分配準備積立金（5,149,190,383円）より、分配対象額は27,966,538,133円（１万口当たり23,856.64円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	第21期 自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	第22期 自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	第21期 [2022年 6月20日現在]	第22期 [2023年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
第21期（自 2021年6月22日　至 2022年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△472,183,186円
合計	△472,183,186円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第22期（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,475,534,011円
合計	7,475,534,011円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第21期 ［2022年 6月20日現在］		第22期 ［2023年 6月20日現在］	
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	2.3254円 23,254円）	1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額	2.9953円 29,953円）

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備　考
親投資信託受益証券	ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド	16,911,569,669	35,113,492,103	
親投資信託受益証券　合計		16,911,569,669	35,113,492,103	
合計		16,911,569,669	35,113,492,103	

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）
当ファンドは、「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		［2022年 6月20日現在］	［2023年 6月20日現在］
区　　分	注記番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,200,757,020	3,976,219,946
株式	※2	36,449,370,580	46,464,929,330
派生商品評価勘定		—	92,314,700
未収配当金		311,730,321	349,008,166
前払金		175,005,000	—
流動資産合計		39,136,862,921	50,882,472,142
資産合計		39,136,862,921	50,882,472,142
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		177,769,100	1,155,200
前受金		—	102,210,000
未払解約金		74,164,367	134,749,243
未払利息		3,791	8,558
流動負債合計		251,937,258	238,123,001
負債合計		251,937,258	238,123,001
純資産の部			
元本等			
元本	※1	24,157,988,698	24,391,201,007
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		14,726,936,965	26,253,148,134
元本等合計		38,884,925,663	50,644,349,141
純資産合計		38,884,925,663	50,644,349,141
負債純資産合計		39,136,862,921	50,882,472,142

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区　分	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区　分	[2022年 6月20日現在]	[2023年 6月20日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	24,083,433,879円	24,157,988,698円
同期中における追加設定元本額	7,095,898,190円	7,199,751,595円
同期中における一部解約元本額	7,021,343,371円	6,966,539,286円
同期末における元本額	24,157,988,698円	24,391,201,007円
元本の内訳＊		
円資産バランスファンド2018－09＜適格機関投資家限定＞	77,836,062円	65,168,793円
円資産バランスファンド2019－05＜適格機関投資家限定＞	284,285,570円	238,001,134円
円資産バランスファンド2019－09＜適格機関投資家限定＞	209,900,352円	175,792,334円
円資産バランスファンド2019－12＜適格機関投資家限定＞	288,413,487円	241,540,299円
東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ	16,178,915,278円	16,911,569,669円
東京海上・円資産インデックスバランスファンド	9,837,173円	8,979,756円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	216,127,461円	385,922,919円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	121,671,023円	220,539,912円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	73,661,909円	139,686,333円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	138,093,568円	236,306,851円
ＴＭＡ日本株式インデックスＶＡ＜適格機関投資家限定＞	660,258,268円	888,267,909円
東京海上・世界インデックス・バランス40＜適格機関投資家限定＞	234,398,355円	287,353,633円
東京海上・世界インデックス・バランス60＜適格機関投資家限定＞	1,526,362,624円	1,880,853,804円
東京海上・ＴＯＰＩＸインデックスファンド＜適格機関投資家限定＞	3,823,494,873円	2,272,818,159円
円資産バランスオープン＜適格機関投資家限定＞	177,885,229円	126,555,906円
円資産インデックスバランス＜円奏会ベーシック＞（適格機関投資家専用）	136,847,466円	311,843,596円
計	24,157,988,698円	24,391,201,007円
2. ※1　本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	24,157,988,698口	24,391,201,007口
3. ※2　担保資産	代用有価証券として、担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 846,090,000円	代用有価証券として、担保に供している資産は次のとおりであります。 株式 968,100,000円

（注1）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額
（注2）3.については、決算日現在の代用有価証券の時価額を記載

（金融商品に関する注記）
Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

区　分	自 2021年 6月22日 至 2022年 6月20日	自 2022年 6月21日 至 2023年 6月20日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2.　金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格	同左

	変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区　分	[2022年 6月20日現在]	[2023年 6月20日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバ	同左

	ティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

（有価証券に関する注記）
（自 2021年6月22日　至 2022年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	△2,249,922,123円
合計	△2,249,922,123円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2022年3月23日から2022年6月20日まで)を指しております。

（自 2022年6月21日　至 2023年6月20日）
売買目的有価証券

種　類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,198,297,380円
合計	7,198,297,380円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年3月21日から2023年6月20日まで)を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
株式関連
(2022年6月20日現在)

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,561,170,000	—	2,383,545,000	△177,625,000
	東証株価指数先物	2,561,170,000	—	2,383,545,000	△177,625,000
合　計		2,561,170,000	—	2,383,545,000	△177,625,000

（2023年6月20日現在）

（単位：円）

区　分	種　類	契約額等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,590,815,000	―	4,682,200,000	91,385,000
	東証株価指数先物	4,590,815,000	―	4,682,200,000	91,385,000
合　計		4,590,815,000	―	4,682,200,000	91,385,000

（注）1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報に関する注記）

［2022年 6月20日現在］	［2023年 6月20日現在］
1口当たり純資産額　1.6096円 （1万口当たり純資産額　16,096円）	1口当たり純資産額　2.0763円 （1万口当たり純資産額　20,763円）

(3) 附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備　考
		単価	金額	
ニッスイ	20,500	650.00	13,325,000	
マルハニチロ	3,300	2,450.00	8,085,000	
サカタのタネ	2,600	4,095.00	10,647,000	
ホクト	2,600	1,854.00	4,820,400	
ＩＮＰＥＸ	73,900	1,598.00	118,092,200	
石油資源開発	2,900	4,225.00	12,252,500	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	3,000	2,373.00	7,119,000	
ショーボンドホールディングス	2,600	5,747.00	14,942,200	
ミライト・ワン	5,900	1,774.00	10,466,600	
ベステラ	4,900	1,279.00	6,267,100	
安藤・間	12,900	1,062.00	13,699,800	
東急建設	10,700	725.00	7,757,500	
コムシスホールディングス	6,200	2,757.00	17,093,400	

東建コーポレーション	800	7,320.00	5,856,000	
ヤマウラ	4,800	1,189.00	5,707,200	
オリエンタル白石	21,700	312.00	6,770,400	
大成建設	13,700	4,844.00	66,362,800	
大林組	47,500	1,159.00	55,052,500	
清水建設	42,400	877.40	37,201,760	
長谷工コーポレーション	13,900	1,688.00	23,463,200	
鹿島建設	29,600	2,053.50	60,783,600	
西松建設	3,300	3,497.00	11,540,100	
三井住友建設	13,600	367.00	4,991,200	
奥村組	2,700	3,995.00	10,786,500	
東鉄工業	2,900	2,548.00	7,389,200	
戸田建設	14,400	804.90	11,590,560	
熊谷組	2,700	3,060.00	8,262,000	
東亜建設工業	2,800	3,095.00	8,666,000	
五洋建設	20,900	762.40	15,934,160	
住友林業	11,200	3,426.00	38,371,200	
日本基礎技術	5,200	511.00	2,657,200	
大和ハウス工業	36,000	3,686.00	132,696,000	
積水ハウス	44,600	2,725.00	121,535,000	
北陸電気工事	4,800	930.00	4,464,000	
中電工	2,400	2,253.00	5,407,200	
関電工	7,000	1,110.00	7,770,000	
きんでん	4,100	1,899.50	7,787,950	
日本電設工業	3,200	1,910.00	6,112,000	
エクシオグループ	6,700	2,767.00	18,538,900	
新日本空調	2,800	2,241.00	6,274,800	
九電工	2,800	3,915.00	10,962,000	
三機工業	4,200	1,503.00	6,312,600	
日揮ホールディングス	15,200	1,845.00	28,044,000	
中外炉工業	2,200	2,066.00	4,545,200	
ヤマト	6,500	924.00	6,006,000	
高砂熱学工業	4,900	2,401.00	11,764,900	
三晃金属工業	1,400	4,305.00	6,027,000	
大氣社	2,400	3,960.00	9,504,000	
日比谷総合設備	3,600	2,230.00	8,028,000	
インフロニア・ホールディングス	14,400	1,315.00	18,936,000	
レイズネクスト	5,700	1,393.00	7,940,100	
ニップン	4,000	1,865.00	7,460,000	

日清製粉グループ本社	12,800	1,829.00	23,411,200	
鳥越製粉	6,000	625.00	3,750,000	
日本甜菜製糖	1,500	1,834.00	2,751,000	
ＤＭ三井製糖ホールディングス	3,700	2,669.00	9,875,300	
森永製菓	3,400	4,581.00	15,575,400	
江崎グリコ	3,500	3,841.00	13,443,500	
山崎製パン	11,100	2,017.50	22,394,250	
亀田製菓	1,900	4,265.00	8,103,500	
寿スピリッツ	1,700	10,780.00	18,326,000	
カルビー	7,600	2,745.00	20,862,000	
森永乳業	2,800	4,869.00	13,633,200	
ヤクルト本社	10,300	9,157.00	94,317,100	
明治ホールディングス	17,600	3,221.00	56,689,600	
雪印メグミルク	2,900	1,905.00	5,524,500	
プリマハム	2,400	2,185.00	5,244,000	
日本ハム	4,800	3,916.00	18,796,800	
丸大食品	2,600	1,482.00	3,853,200	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	2,400	3,235.00	7,764,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	10,600	724.00	7,674,400	
サッポロホールディングス	5,200	3,702.00	19,250,400	
アサヒグループホールディングス	32,200	5,591.00	180,030,200	
キリンホールディングス	62,800	2,172.50	136,433,000	
宝ホールディングス	7,700	1,079.50	8,312,150	
オエノンホールディングス	11,800	370.00	4,366,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	8,100	1,573.50	12,745,350	
サントリー食品インターナショナル	9,400	5,330.00	50,102,000	
ダイドーグループホールディングス	1,200	5,070.00	6,084,000	
伊藤園	4,900	4,055.00	19,869,500	
キーコーヒー	3,700	2,074.00	7,673,800	
ユニカフェ	3,600	909.00	3,272,400	
ジャパンフーズ	3,800	1,082.00	4,111,600	
日清オイリオグループ	2,000	3,430.00	6,860,000	
不二製油グループ本社	3,100	1,977.50	6,130,250	
Ｊ－オイルミルズ	4,400	1,575.00	6,930,000	
キッコーマン	9,000	8,563.00	77,067,000	
味の素	34,100	5,662.00	193,074,200	
キユーピー	8,300	2,344.00	19,455,200	
ハウス食品グループ本社	2,300	3,191.00	7,339,300	

カゴメ	5,600	3,297.00	18,463,200	
アリアケジャパン	1,800	5,337.00	9,606,600	
ニチレイ	6,500	3,104.00	20,176,000	
東洋水産	7,500	6,467.00	48,502,500	
日清食品ホールディングス	5,200	12,055.00	62,686,000	
フジッコ	3,600	1,905.00	6,858,000	
ロック・フィールド	3,300	1,504.00	4,963,200	
日本たばこ産業	89,800	3,189.00	286,372,200	
ユーグレナ	13,600	909.00	12,362,400	
片倉工業	2,400	1,642.00	3,940,800	
グンゼ	1,300	4,435.00	5,765,500	
東洋紡	5,900	1,017.00	6,000,300	
倉敷紡績	3,000	2,235.00	6,705,000	
日本毛織	6,400	1,022.00	6,540,800	
帝国繊維	2,300	1,650.00	3,795,000	
帝人	13,700	1,387.00	19,001,900	
東レ	93,900	772.00	72,490,800	
日本フエルト	7,500	416.00	3,120,000	
セーレン	3,700	2,367.00	8,757,900	
小松マテーレ	2,100	674.00	1,415,400	
ワコールホールディングス	3,500	2,901.00	10,153,500	
ホギメディカル	2,300	3,240.00	7,452,000	
ＴＳＩホールディングス	11,000	735.00	8,085,000	
ゴールドウイン	2,400	13,160.00	31,584,000	
デサント	3,000	4,110.00	12,330,000	
特種東海製紙	1,600	3,355.00	5,368,000	
王子ホールディングス	52,500	553.80	29,074,500	
日本製紙	6,500	1,238.00	8,047,000	
三菱製紙	1,800	563.00	1,013,400	
北越コーポレーション	13,500	877.00	11,839,500	
大王製紙	6,900	1,100.50	7,593,450	
レンゴー	9,700	859.20	8,334,240	
ザ・パック	1,900	3,195.00	6,070,500	
クラレ	21,100	1,384.00	29,202,400	
旭化成	81,400	984.80	80,162,720	
共和レザー	5,800	548.00	3,178,400	
レゾナック・ホールディングス	12,600	2,281.00	28,740,600	
住友化学	108,100	434.10	46,926,210	
日産化学	7,000	6,263.00	43,841,000	

クレハ	1,000	8,560.00	8,560,000	
石原産業	5,000	1,287.00	6,435,000	
片倉コープアグリ	3,300	1,248.00	4,118,400	
日本曹達	1,900	5,020.00	9,538,000	
東ソー	19,300	1,750.00	33,775,000	
トクヤマ	3,000	2,381.00	7,143,000	
セントラル硝子	2,900	3,030.00	8,787,000	
東亞合成	7,600	1,288.50	9,792,600	
大阪ソーダ	1,900	5,540.00	10,526,000	
デンカ	5,100	2,585.00	13,183,500	
信越化学工業	118,900	4,803.00	571,076,700	
堺化学工業	2,400	1,872.00	4,492,800	
エア・ウォーター	13,600	1,844.50	25,085,200	
日本酸素ホールディングス	13,200	3,138.00	41,421,600	
日本パーカライジング	7,500	1,046.00	7,845,000	
ステラ　ケミファ	2,000	2,996.00	5,992,000	
日本触媒	1,700	5,420.00	9,214,000	
カネカ	2,600	3,921.00	10,194,600	
三菱瓦斯化学	9,900	2,066.00	20,453,400	
三井化学	12,200	3,963.00	48,348,600	
ＪＳＲ	14,800	3,354.00	49,639,200	
東京応化工業	2,300	8,422.00	19,370,600	
三菱ケミカルグループ	96,500	821.70	79,294,050	
ＫＨネオケム	3,700	2,421.00	8,957,700	
ダイセル	20,700	1,267.50	26,237,250	
住友ベークライト	1,900	5,619.00	10,676,100	
積水化学工業	29,400	2,033.00	59,770,200	
日本ゼオン	9,000	1,368.50	12,316,500	
アイカ工業	3,000	3,106.00	9,318,000	
ＵＢＥ	6,000	2,392.50	14,355,000	
旭有機材	2,600	4,225.00	10,985,000	
タイガースポリマー	7,200	590.00	4,248,000	
ミライアル	3,000	1,594.00	4,782,000	
日本化薬	7,000	1,236.50	8,655,500	
ＡＤＥＫＡ	3,800	2,528.00	9,606,400	
日油	4,200	6,172.00	25,922,400	
ハリマ化成グループ	4,700	869.00	4,084,300	
花王	34,800	5,250.00	182,700,000	
ニイタカ	2,300	2,100.00	4,830,000	

三洋化成工業	1,100	4,270.00	4,697,000	
日本ペイントホールディングス	62,600	1,206.50	75,526,900	
関西ペイント	14,600	2,160.50	31,543,300	
中国塗料	6,900	1,168.00	8,059,200	
太陽ホールディングス	3,100	2,606.00	8,078,600	
ＤＩＣ	4,500	2,612.50	11,756,250	
サカタインクス	6,600	1,270.00	8,382,000	
東洋インキＳＣホールディングス	3,300	2,204.00	7,273,200	
富士フイルムホールディングス	26,000	8,636.00	224,536,000	
資生堂	29,800	6,904.00	205,739,200	
ライオン	16,400	1,384.00	22,697,600	
高砂香料工業	2,100	2,638.00	5,539,800	
マンダム	4,000	1,508.00	6,032,000	
ミルボン	1,700	5,233.00	8,896,100	
ファンケル	6,600	2,415.00	15,939,000	
コーセー	2,900	14,415.00	41,803,500	
コタ	4,000	1,626.00	6,504,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	5,500	2,143.00	11,786,500	
ノエビアホールディングス	1,000	5,480.00	5,480,000	
エステー	3,300	1,544.00	5,095,200	
長谷川香料	2,900	3,305.00	9,584,500	
小林製薬	3,900	8,175.00	31,882,500	
荒川化学工業	4,500	997.00	4,486,500	
メック	2,700	3,460.00	9,342,000	
タカラバイオ	4,900	1,660.00	8,134,000	
ＪＣＵ	2,700	3,555.00	9,598,500	
デクセリアルズ	5,200	3,079.00	16,010,800	
アース製薬	1,200	5,180.00	6,216,000	
大成ラミック	1,700	2,935.00	4,989,500	
クミアイ化学工業	8,600	1,084.00	9,322,400	
日本農薬	8,800	669.00	5,887,200	
日東電工	10,200	10,750.00	109,650,000	
レック	6,400	848.00	5,427,200	
前澤化成工業	4,200	1,641.00	6,892,200	
エフピコ	2,600	3,010.00	7,826,000	
天馬	2,300	2,643.00	6,078,900	
信越ポリマー	5,000	1,444.00	7,220,000	
ニフコ	5,300	3,894.00	20,638,200	
バルカー	1,800	3,825.00	6,885,000	

ユニ・チャーム	29,600	5,348.00	158,300,800	
協和キリン	16,400	2,754.50	45,173,800	
武田薬品工業	126,200	4,596.00	580,015,200	
アステラス製薬	135,000	2,232.00	301,320,000	
住友ファーマ	9,900	661.00	6,543,900	
塩野義製薬	17,900	6,147.00	110,031,300	
日本新薬	3,700	6,427.00	23,779,900	
中外製薬	44,500	4,300.00	191,350,000	
科研製薬	1,800	3,679.00	6,622,200	
エーザイ	17,800	9,630.00	171,414,000	
ロート製薬	15,700	3,337.00	52,390,900	
小野薬品工業	28,700	2,761.00	79,240,700	
久光製薬	3,700	3,660.00	13,542,000	
持田製薬	1,900	3,265.00	6,203,500	
参天製薬	26,800	1,211.50	32,468,200	
ツムラ	3,400	2,711.50	9,219,100	
キッセイ薬品工業	1,900	2,975.00	5,652,500	
生化学工業	6,900	770.00	5,313,000	
栄研化学	3,700	1,562.00	5,779,400	
鳥居薬品	2,100	3,655.00	7,675,500	
ＪＣＲファーマ	5,000	1,356.50	6,782,500	
東和薬品	2,700	1,809.00	4,884,300	
ゼリア新薬工業	4,000	2,537.00	10,148,000	
第一三共	125,100	4,737.00	592,598,700	
杏林製薬	4,000	1,764.00	7,056,000	
大幸薬品	9,700	378.00	3,666,600	
大塚ホールディングス	31,000	5,524.00	171,244,000	
大正製薬ホールディングス	2,500	5,400.00	13,500,000	
ペプチドリーム	8,000	2,229.50	17,836,000	
あすか製薬ホールディングス	4,600	1,368.00	6,292,800	
サワイグループホールディングス	2,700	3,543.00	9,566,100	
ニチレキ	4,700	1,776.00	8,347,200	
出光興産	16,200	2,916.50	47,247,300	
ＥＮＥＯＳホールディングス	231,100	481.90	111,367,090	
コスモエネルギーホールディングス	6,600	4,106.00	27,099,600	
横浜ゴム	8,600	3,115.00	26,789,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	7,900	1,886.00	14,899,400	
ブリヂストン	45,500	5,915.00	269,132,500	
住友ゴム工業	13,600	1,317.00	17,911,200	

オカモト	1,300	3,920.00	5,096,000	
ニッタ	2,000	3,095.00	6,190,000	
住友理工	2,800	858.00	2,402,400	
バンドー化学	6,800	1,405.00	9,554,000	
日東紡績	2,700	2,638.00	7,122,600	
ＡＧＣ	14,100	5,224.00	73,658,400	
日本電気硝子	5,200	2,588.00	13,457,600	
住友大阪セメント	2,700	3,615.00	9,760,500	
太平洋セメント	8,800	2,739.50	24,107,600	
日本ヒューム	6,900	795.00	5,485,500	
東海カーボン	12,800	1,257.50	16,096,000	
東洋炭素	2,000	5,150.00	10,300,000	
ＴＯＴＯ	9,600	4,353.00	41,788,800	
日本碍子	16,800	1,758.00	29,534,400	
日本特殊陶業	11,800	2,753.00	32,485,400	
ＭＡＲＵＷＡ	700	21,100.00	14,770,000	
フジミインコーポレーテッド	1,700	10,000.00	17,000,000	
ニチアス	3,600	2,902.00	10,447,200	
ニチハ	1,900	3,140.00	5,966,000	
日本製鉄	67,400	2,886.50	194,550,100	
神戸製鋼所	26,500	1,278.50	33,880,250	
ＪＦＥホールディングス	37,800	1,990.00	75,222,000	
東京製鐵	7,100	1,396.00	9,911,600	
共英製鋼	3,500	1,987.00	6,954,500	
大和工業	2,400	5,881.00	14,114,400	
大阪製鐵	2,100	1,398.00	2,935,800	
淀川製鋼所	2,200	3,260.00	7,172,000	
丸一鋼管	3,400	3,169.00	10,774,600	
大同特殊鋼	2,100	5,626.00	11,814,600	
山陽特殊製鋼	3,000	2,801.00	8,403,000	
愛知製鋼	1,100	2,825.00	3,107,500	
大平洋金属	3,300	1,581.00	5,217,300	
新日本電工	19,800	283.00	5,603,400	
三菱製鋼	4,000	1,305.00	5,220,000	
シンニッタン	12,500	249.00	3,112,500	
日本軽金属ホールディングス	4,100	1,431.00	5,867,100	
三井金属鉱業	4,100	3,356.00	13,759,600	
東邦亜鉛	2,500	1,700.00	4,250,000	
三菱マテリアル	9,500	2,516.00	23,902,000	

住友金属鉱山	17,200	4,739.00	81,510,800	
ＤＯＷＡホールディングス	3,700	4,442.00	16,435,400	
古河機械金属	4,200	1,533.00	6,438,600	
ＵＡＣＪ	3,400	2,717.00	9,237,800	
古河電気工業	3,900	2,467.50	9,623,250	
住友電気工業	49,100	1,725.00	84,697,500	
フジクラ	20,000	1,202.00	24,040,000	
タツタ電線	2,700	716.00	1,933,200	
リョービ	4,500	1,915.00	8,617,500	
アサヒホールディングス	7,600	1,921.00	14,599,600	
トーカロ	4,800	1,432.00	6,873,600	
ＳＵＭＣＯ	26,900	2,069.50	55,669,550	
東洋製罐グループホールディングス	7,700	2,071.00	15,946,700	
横河ブリッジホールディングス	4,000	2,459.00	9,836,000	
駒井ハルテック	1,600	1,873.00	2,996,800	
三和ホールディングス	13,200	1,827.00	24,116,400	
文化シヤッター	6,400	1,112.00	7,116,800	
三協立山	5,300	691.00	3,662,300	
ＬＩＸＩＬ	23,300	1,897.00	44,200,100	
ノーリツ	4,800	1,806.00	8,668,800	
長府製作所	1,200	2,649.00	3,178,800	
リンナイ	8,100	3,026.00	24,510,600	
日東精工	9,600	593.00	5,692,800	
東プレ	4,900	1,477.00	7,237,300	
高周波熱錬	7,000	968.00	6,776,000	
パイオラックス	4,600	2,074.00	9,540,400	
日本発條	13,000	1,013.50	13,175,500	
三益半導体工業	2,500	3,065.00	7,662,500	
日本製鋼所	4,500	2,967.00	13,351,500	
三浦工業	6,000	3,685.00	22,110,000	
タクマ	6,100	1,537.00	9,375,700	
オークマ	1,500	7,584.00	11,376,000	
芝浦機械	2,700	4,675.00	12,622,500	
アマダ	18,600	1,395.50	25,956,300	
アイダエンジニアリング	6,000	922.00	5,532,000	
ＦＵＪＩ	5,000	2,613.50	13,067,500	
牧野フライス製作所	1,900	5,560.00	10,564,000	
オーエスジー	5,900	2,030.00	11,977,000	
旭ダイヤモンド工業	10,000	809.00	8,090,000	

ＤＭＧ森精機	9,200	2,559.50	23,547,400	
ディスコ	7,200	23,180.00	166,896,000	
日東工器	3,000	1,956.00	5,868,000	
島精機製作所	3,100	1,900.00	5,890,000	
日阪製作所	5,200	880.00	4,576,000	
ナブテスコ	8,700	3,363.00	29,258,100	
ＳＭＣ	4,600	81,460.00	374,716,000	
ユニオンツール	1,200	3,395.00	4,074,000	
オイレス工業	4,300	2,000.00	8,600,000	
サトーホールディングス	4,000	1,981.00	7,924,000	
小松製作所	67,700	3,734.00	252,791,800	
住友重機械工業	7,600	3,411.00	25,923,600	
日立建機	5,700	3,948.00	22,503,600	
巴工業	2,400	2,994.00	7,185,600	
井関農機	3,800	1,267.00	4,814,600	
ローツェ	1,200	11,840.00	14,208,000	
タカキタ	10,000	455.00	4,550,000	
クボタ	75,800	2,141.00	162,287,800	
月島ホールディングス	4,800	1,177.00	5,649,600	
帝国電機製作所	2,900	2,496.00	7,238,400	
新東工業	3,700	1,043.00	3,859,100	
小森コーポレーション	6,400	971.00	6,214,400	
鶴見製作所	3,200	2,622.00	8,390,400	
荏原製作所	5,400	7,130.00	38,502,000	
酉島製作所	4,500	1,718.00	7,731,000	
ダイキン工業	17,200	29,345.00	504,734,000	
栗田工業	7,900	5,688.00	44,935,200	
椿本チエイン	2,100	3,660.00	7,686,000	
ダイフク	23,400	3,017.00	70,597,800	
タダノ	8,100	1,117.50	9,051,750	
フジテック	4,900	3,651.00	17,889,900	
ＣＫＤ	3,900	2,378.00	9,274,200	
平和	3,900	2,391.00	9,324,900	
ＳＡＮＫＹＯ	3,200	5,912.00	18,918,400	
日本金銭機械	5,900	1,134.00	6,690,600	
フクシマガリレイ	1,400	5,210.00	7,294,000	
竹内製作所	3,600	4,355.00	15,678,000	
アマノ	3,700	2,953.00	10,926,100	
グローリー	4,200	2,794.50	11,736,900	

大和冷機工業	5,900	1,364.00	8,047,600	
セガサミーホールディングス	13,500	2,969.00	40,081,500	
リケン	600	2,957.00	1,774,200	
ホシザキ	8,800	5,316.00	46,780,800	
大豊工業	6,400	839.00	5,369,600	
日本精工	21,600	887.70	19,174,320	
ＮＴＮ	40,100	296.50	11,889,650	
ジェイテクト	9,700	1,292.00	12,532,400	
不二越	1,700	4,145.00	7,046,500	
日本トムソン	6,400	587.00	3,756,800	
ＴＨＫ	8,900	2,991.00	26,619,900	
ユーシン精機	5,500	709.00	3,899,500	
キッツ	7,400	1,071.00	7,925,400	
マキタ	18,000	4,025.00	72,450,000	
日立造船	16,800	912.00	15,321,600	
三菱重工業	25,000	6,833.00	170,825,000	
ＩＨＩ	10,500	3,890.00	40,845,000	
スター精密	3,700	1,793.00	6,634,100	
日清紡ホールディングス	9,000	1,120.50	10,084,500	
イビデン	8,800	8,147.00	71,693,600	
コニカミノルタ	32,800	471.60	15,468,480	
ブラザー工業	17,500	2,218.00	38,815,000	
ミネベアミツミ	25,200	2,809.50	70,799,400	
日立製作所	69,600	8,747.00	608,791,200	
東芝	28,400	4,536.00	128,822,400	
三菱電機	146,700	1,973.00	289,439,100	
富士電機	8,900	6,337.00	56,399,300	
安川電機	16,700	6,635.00	110,804,500	
明電舎	3,900	2,038.00	7,948,200	
ソシオネクスト	1,000	26,830.00	26,830,000	
東芝テック	1,600	4,105.00	6,568,000	
マブチモーター	2,400	3,956.00	9,494,400	
ニデック	35,600	7,941.00	282,699,600	
東光高岳	3,200	2,185.00	6,992,000	
ダイヘン	2,200	5,660.00	12,452,000	
オムロン	13,100	8,919.00	116,838,900	
日東工業	3,500	3,500.00	12,250,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	5,200	2,790.50	14,510,600	
メルコホールディングス	1,500	3,155.00	4,732,500	

テクノメディカ	1,800	1,888.00	3,398,400	
日本電気	20,000	6,821.00	136,420,000	
富士通	14,400	18,505.00	266,472,000	
沖電気工業	4,700	884.00	4,154,800	
サンケン電気	1,700	12,470.00	21,199,000	
アイホン	2,700	2,500.00	6,750,000	
ルネサスエレクトロニクス	93,100	2,688.00	250,252,800	
セイコーエプソン	18,000	2,250.50	40,509,000	
ワコム	14,000	614.00	8,596,000	
アルバック	3,300	5,909.00	19,499,700	
ＥＩＺＯ	1,500	4,740.00	7,110,000	
日本信号	5,200	1,065.00	5,538,000	
能美防災	2,600	1,805.00	4,693,000	
ホーチキ	3,900	1,759.00	6,860,100	
エレコム	6,100	1,506.00	9,186,600	
パナソニック　ホールディングス	168,300	1,651.50	277,947,450	
シャープ	17,800	811.10	14,437,580	
アンリツ	9,700	1,213.50	11,770,950	
富士通ゼネラル	4,400	3,199.00	14,075,600	
ソニーグループ	100,500	13,735.00	1,380,367,500	
ＴＤＫ	23,900	5,624.00	134,413,600	
アルプスアルパイン	12,500	1,254.50	15,681,250	
日本トリム	1,300	2,985.00	3,880,500	
フォスター電機	4,900	919.00	4,503,100	
ヨコオ	2,500	1,771.00	4,427,500	
ホシデン	5,900	1,820.00	10,738,000	
ヒロセ電機	2,200	19,310.00	42,482,000	
日本航空電子工業	3,800	2,887.00	10,970,600	
アイコム	2,200	3,035.00	6,677,000	
横河電機	14,700	2,703.50	39,741,450	
アズビル	9,300	4,508.00	41,924,400	
日本光電工業	6,200	3,914.00	24,266,800	
堀場製作所	2,800	8,034.00	22,495,200	
アドバンテスト	11,600	19,650.00	227,940,000	
キーエンス	14,200	69,820.00	991,444,000	
日置電機	1,000	9,060.00	9,060,000	
シスメックス	12,200	9,904.00	120,828,800	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	1,800	4,145.00	7,461,000	
コーセル	6,600	1,346.00	8,883,600	

イリソ電子工業	1,900	4,265.00	8,103,500	
オプテックスグループ	4,300	2,041.00	8,776,300	
千代田インテグレ	2,300	2,398.00	5,515,400	
レーザーテック	6,700	21,525.00	144,217,500	
スタンレー電気	10,600	2,910.50	30,851,300	
ウシオ電機	7,300	1,909.00	13,935,700	
日本セラミック	1,900	2,685.00	5,101,500	
図研	2,500	4,225.00	10,562,500	
日本電子	3,400	5,267.00	17,907,800	
カシオ計算機	12,200	1,187.00	14,481,400	
ファナック	70,000	5,205.00	364,350,000	
ローム	6,600	13,590.00	89,694,000	
浜松ホトニクス	11,200	7,133.00	79,889,600	
三井ハイテック	1,800	9,240.00	16,632,000	
新光電気工業	5,800	5,710.00	33,118,000	
京セラ	21,100	7,863.00	165,909,300	
太陽誘電	7,900	4,275.00	33,772,500	
村田製作所	42,700	8,394.00	358,423,800	
双葉電子工業	3,400	495.00	1,683,000	
ニチコン	6,100	1,484.00	9,052,400	
日本ケミコン	3,800	1,284.00	4,879,200	
ＫＯＡ	4,200	1,803.00	7,572,600	
小糸製作所	16,000	2,698.00	43,168,000	
ミツバ	7,500	839.00	6,292,500	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	2,900	16,010.00	46,429,000	
キヤノン電子	3,500	1,944.00	6,804,000	
キヤノン	76,700	3,878.00	297,442,600	
リコー	34,700	1,235.50	42,871,850	
象印マホービン	4,100	1,821.00	7,466,100	
東京エレクトロン	30,400	20,000.00	608,000,000	
イノテック	2,800	1,613.00	4,516,400	
トヨタ紡織	5,800	2,508.00	14,546,400	
ユニプレス	7,300	1,054.00	7,694,200	
豊田自動織機	9,800	10,090.00	98,882,000	
モリタホールディングス	6,100	1,534.00	9,357,400	
デンソー	28,600	9,396.00	268,725,600	
東海理化電機製作所	3,600	2,056.00	7,401,600	
川崎重工業	11,800	3,530.00	41,654,000	
日産自動車	198,900	537.10	106,829,190	

いすゞ自動車	41,300	1,745.50	72,089,150	
トヨタ自動車	775,100	2,244.00	1,739,324,400	300,000株
日野自動車	18,100	609.40	11,030,140	
三菱自動車工業	64,300	489.10	31,449,130	
武蔵精密工業	5,300	1,773.00	9,396,900	
日産車体	4,800	819.00	3,931,200	
新明和工業	5,400	1,337.00	7,219,800	
極東開発工業	4,200	1,691.00	7,102,200	
トピー工業	3,300	2,179.00	7,190,700	
ティラド	1,600	1,829.00	2,926,400	
ＮＯＫ	5,500	2,024.50	11,134,750	
フタバ産業	5,900	495.00	2,920,500	
ＫＹＢ	2,600	4,700.00	12,220,000	
プレス工業	16,500	596.00	9,834,000	
アイシン	10,400	4,276.00	44,470,400	
マツダ	48,800	1,350.00	65,880,000	
今仙電機製作所	5,900	636.00	3,752,400	
本田技研工業	112,600	4,364.00	491,386,400	
スズキ	26,700	5,002.00	133,553,400	
ＳＵＢＡＲＵ	44,400	2,656.50	117,948,600	
ヤマハ発動機	21,800	3,961.00	86,349,800	
エクセディ	3,700	2,287.00	8,461,900	
豊田合成	4,500	2,490.00	11,205,000	
愛三工業	7,300	1,138.00	8,307,400	
ヨロズ	4,300	906.00	3,895,800	
エフ・シー・シー	3,300	1,782.00	5,880,600	
シマノ	5,800	23,985.00	139,113,000	
テイ・エス　テック	6,500	1,832.50	11,911,250	
テルモ	43,200	4,719.00	203,860,800	
クリエートメディック	4,000	908.00	3,632,000	
島津製作所	17,800	4,574.00	81,417,200	
ブイ・テクノロジー	2,200	2,535.00	5,577,000	
東京精密	2,600	7,580.00	19,708,000	
マニー	5,700	1,717.00	9,786,900	
ニコン	23,000	1,842.00	42,366,000	
トプコン	9,000	2,039.00	18,351,000	
オリンパス	90,200	2,345.50	211,564,100	
理研計器	1,500	5,590.00	8,385,000	
タムロン	2,500	3,820.00	9,550,000	

ＨＯＹＡ	30,600	17,300.00	529,380,000	
朝日インテック	16,700	2,815.50	47,018,850	
シチズン時計	20,800	869.00	18,075,200	
メニコン	5,600	2,568.00	14,380,800	
セイコーグループ	3,600	2,599.00	9,356,400	
ニプロ	10,600	1,039.00	11,013,400	
パラマウントベッドホールディングス	3,900	2,415.00	9,418,500	
バンダイナムコホールディングス	38,300	3,448.00	132,058,400	
アイフィスジャパン	4,400	621.00	2,732,400	
パイロットコーポレーション	1,900	4,533.00	8,612,700	
フジシールインターナショナル	3,400	1,550.00	5,270,000	
タカラトミー	6,700	1,750.00	11,725,000	
タカノ	4,100	747.00	3,062,700	
大建工業	3,000	2,358.00	7,074,000	
凸版印刷	18,800	3,028.00	56,926,400	
大日本印刷	17,100	3,998.00	68,365,800	
ＮＩＳＳＨＡ	4,200	1,619.00	6,799,800	
アシックス	13,600	4,378.00	59,540,800	
小松ウオール工業	2,200	2,635.00	5,797,000	
ヤマハ	8,500	5,696.00	48,416,000	
クリナップ	8,700	709.00	6,168,300	
ピジョン	9,500	2,082.50	19,783,750	
キングジム	6,300	906.00	5,707,800	
リンテック	2,800	2,266.00	6,344,800	
イトーキ	9,700	1,032.00	10,010,400	
任天堂	89,000	6,242.00	555,538,000	
三菱鉛筆	4,100	1,710.00	7,011,000	
タカラスタンダード	3,700	1,777.00	6,574,900	
コクヨ	5,100	1,899.50	9,687,450	
オカムラ	6,500	1,920.00	12,480,000	
美津濃	2,400	3,860.00	9,264,000	
東京電力ホールディングス	126,500	500.70	63,338,550	
中部電力	50,700	1,690.00	85,683,000	
関西電力	55,200	1,748.00	96,489,600	
中国電力	22,100	948.80	20,968,480	
北陸電力	14,700	760.70	11,182,290	
東北電力	35,500	891.50	31,648,250	
四国電力	14,000	984.50	13,783,000	
九州電力	33,100	899.50	29,773,450	

北海道電力	16,600	600.00	9,960,000	
沖縄電力	5,100	1,175.00	5,992,500	
電源開発	10,500	2,076.50	21,803,250	
レノバ	4,500	1,544.00	6,948,000	
東京瓦斯	29,300	3,166.00	92,763,800	
大阪瓦斯	27,700	2,262.50	62,671,250	
東邦瓦斯	5,800	2,516.00	14,592,800	
北海道瓦斯	3,600	2,360.00	8,496,000	
西部ガスホールディングス	2,200	2,075.00	4,565,000	
静岡ガス	5,700	1,217.00	6,936,900	
東武鉄道	14,900	3,694.00	55,040,600	
相鉄ホールディングス	4,900	2,585.00	12,666,500	
東急	38,600	1,751.50	67,607,900	
京浜急行電鉄	19,700	1,283.00	25,275,100	
小田急電鉄	20,100	1,994.00	40,079,400	
京王電鉄	7,400	4,642.00	34,350,800	
京成電鉄	9,400	5,771.00	54,247,400	
富士急行	2,600	5,160.00	13,416,000	
東日本旅客鉄道	24,700	7,748.00	191,375,600	
西日本旅客鉄道	17,900	5,912.00	105,824,800	
東海旅客鉄道	11,100	17,590.00	195,249,000	
西武ホールディングス	20,700	1,523.00	31,526,100	
西日本鉄道	3,600	2,414.00	8,690,400	
近鉄グループホールディングス	14,800	4,931.00	72,978,800	
阪急阪神ホールディングス	18,500	4,571.00	84,563,500	
南海電気鉄道	6,700	3,226.00	21,614,200	
京阪ホールディングス	6,400	3,666.00	23,462,400	
名古屋鉄道	14,600	2,309.50	33,718,700	
ヤマトホールディングス	19,700	2,579.50	50,816,150	
山九	3,600	4,819.00	17,348,400	
センコーグループホールディングス	8,600	981.00	8,436,600	
トナミホールディングス	600	4,455.00	2,673,000	
ニッコンホールディングス	3,400	2,786.50	9,474,100	
福山通運	2,400	3,820.00	9,168,000	
セイノーホールディングス	6,400	1,968.50	12,598,400	
Ｃ＆Ｆロジホールディングス	3,500	1,239.00	4,336,500	
九州旅客鉄道	10,300	3,079.00	31,713,700	
ＳＧホールディングス	26,200	2,064.00	54,076,800	

ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	5,000	8,294.00	41,470,000	
日本郵船	39,500	3,002.00	118,579,000	
商船三井	25,700	3,257.00	83,704,900	
川崎汽船	13,600	3,196.00	43,465,600	
飯野海運	8,900	827.00	7,360,300	
日本航空	34,300	2,963.50	101,648,050	
ＡＮＡホールディングス	38,200	3,234.00	123,538,800	
三菱倉庫	3,300	3,605.00	11,896,500	
三井倉庫ホールディングス	2,300	3,530.00	8,119,000	
住友倉庫	5,000	2,348.00	11,740,000	
東陽倉庫	13,900	270.00	3,753,000	
安田倉庫	5,300	978.00	5,183,400	
上組	7,600	3,262.00	24,791,200	
キムラユニティー	5,800	1,186.00	6,878,800	
キユーソー流通システム	3,600	956.00	3,441,600	
エーアイテイー	3,900	1,865.00	7,273,500	
ＮＥＣネッツエスアイ	5,200	2,022.00	10,514,400	
システナ	23,200	315.00	7,308,000	
デジタルアーツ	1,600	6,380.00	10,208,000	
日鉄ソリューションズ	2,200	4,045.00	8,899,000	
ＴＩＳ	15,600	3,626.00	56,565,600	
ＪＮＳホールディングス	12,500	712.00	8,900,000	
グリー	11,500	642.00	7,383,000	
コーエーテクモホールディングス	10,300	2,445.00	25,183,500	
ブレインパッド	6,000	1,025.00	6,150,000	
ＫＬａｂ	11,500	354.00	4,071,000	
ネクソン	36,400	2,953.00	107,489,200	
エイチーム	6,600	687.00	4,534,200	
コロプラ	9,800	679.00	6,654,200	
サイバーリンクス	4,500	729.00	3,280,500	
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	2,800	1,322.00	3,701,600	
ＳＨＩＦＴ	1,200	27,525.00	33,030,000	
ティーガイア	3,100	1,769.00	5,483,900	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	4,000	2,980.00	11,920,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	3,400	11,915.00	40,511,000	
ザッパラス	10,800	344.00	3,715,200	
インターネットイニシアティブ	9,900	2,759.50	27,319,050	
ラクス	9,000	2,592.50	23,332,500	

チェンジホールディングス	5,600	2,319.00	12,986,400	
マネーフォワード	4,300	6,200.00	26,660,000	
電算システムホールディングス	2,500	3,500.00	8,750,000	
フェイス	4,000	516.00	2,064,000	
野村総合研究所	29,300	3,987.00	116,819,100	
ＣＥホールディングス	10,000	629.00	6,290,000	
インテージホールディングス	4,700	1,682.00	7,905,400	
ラクスル	6,800	1,414.00	9,615,200	
メルカリ	3,500	3,432.00	12,012,000	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	2,400	1,577.00	3,784,800	
Ｓａｎｓａｎ	7,600	1,898.00	14,424,800	
ＪＭＤＣ	1,700	6,425.00	10,922,500	
フジ・メディア・ホールディングス	10,800	1,383.50	14,941,800	
オービック	5,000	23,485.00	117,425,000	
ジャストシステム	3,400	4,648.00	15,803,200	
Ｚホールディングス	215,600	356.90	76,947,640	
トレンドマイクロ	8,500	7,318.00	62,203,000	
日本オラクル	2,600	11,675.00	30,355,000	
フューチャー	5,500	1,837.00	10,103,500	
ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	3,900	1,770.00	6,903,000	
ＳＢテクノロジー	2,800	2,535.00	7,098,000	
オービックビジネスコンサルタント	2,300	5,270.00	12,121,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	7,500	3,579.00	26,842,500	
大塚商会	8,500	5,634.00	47,889,000	
サイボウズ	3,800	2,704.00	10,275,200	
電通国際情報サービス	2,500	5,290.00	13,225,000	
デジタルガレージ	2,500	3,800.00	9,500,000	
ウェザーニューズ	1,000	6,790.00	6,790,000	
日本エンタープライズ	33,500	137.00	4,589,500	
ネットワンシステムズ	6,600	3,365.00	22,209,000	
アルゴグラフィックス	2,500	3,965.00	9,912,500	
エイベックス	5,300	1,514.00	8,024,200	
ＢＩＰＲＯＧＹ	5,200	3,644.00	18,948,800	
ＴＢＳホールディングス	5,400	2,448.00	13,219,200	
日本テレビホールディングス	9,800	1,330.00	13,034,000	
テレビ朝日ホールディングス	3,700	1,592.00	5,890,400	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	15,500	544.00	8,432,000	
テレビ東京ホールディングス	2,200	3,125.00	6,875,000	

日本電信電話	183,400	4,062.00	744,970,800	
ＫＤＤＩ	109,500	4,379.00	479,500,500	
ソフトバンク	230,500	1,519.00	350,129,500	
光通信	1,800	20,825.00	37,485,000	
ＧＭＯインターネットグループ	6,900	2,824.00	19,485,600	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	8,800	3,565.00	31,372,000	
ゼンリン	6,500	929.00	6,038,500	
松竹	1,000	11,005.00	11,005,000	
東宝	9,200	5,473.00	50,351,600	
東映	400	19,050.00	7,620,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	44,000	2,080.00	91,520,000	
ビジネスブレイン太田昭和	2,900	2,459.00	7,131,100	
ＤＴＳ	3,100	3,500.00	10,850,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	7,600	7,540.00	57,304,000	
カプコン	15,100	5,537.00	83,608,700	
ＳＣＳＫ	10,600	2,274.00	24,104,400	
アイネス	3,900	1,501.00	5,853,900	
ＴＫＣ	2,000	3,880.00	7,760,000	
富士ソフト	1,600	9,190.00	14,704,000	
ＮＳＤ	4,800	2,838.00	13,622,400	
コナミグループ	6,000	7,545.00	45,270,000	
ソフトバンクグループ	73,300	6,691.00	490,450,300	
伊藤忠食品	800	5,190.00	4,152,000	
エレマテック	4,300	1,785.00	7,675,500	
双日	17,700	3,218.00	56,958,600	
アルフレッサ　ホールディングス	12,200	2,166.00	26,425,200	
横浜冷凍	6,500	1,182.00	7,683,000	
神戸物産	11,900	3,744.00	44,553,600	
あい　ホールディングス	3,200	2,407.00	7,702,400	
ダイワボウホールディングス	5,800	2,825.50	16,387,900	
マクニカホールディングス	3,600	6,020.00	21,672,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	3,400	918.00	3,121,200	
レスターホールディングス	3,000	2,440.00	7,320,000	
ＯＣＨＩホールディングス	3,000	1,239.00	3,717,000	
ＴＯＫＡＩホールディングス	7,800	886.00	6,910,800	
シップヘルスケアホールディングス	5,000	2,440.00	12,200,000	
明治電機工業	2,800	1,394.00	3,903,200	
コメダホールディングス	3,100	2,680.00	8,308,000	
エコートレーディング	6,000	804.00	4,824,000	

ナガイレーベン	2,500	2,277.00	5,692,500	
三菱食品	1,900	3,610.00	6,859,000	
松田産業	2,300	2,260.00	5,198,000	
第一興商	4,800	2,582.50	12,396,000	
メディパルホールディングス	11,100	2,371.50	26,323,650	
アズワン	2,400	6,020.00	14,448,000	
尾家産業	3,200	1,270.00	4,064,000	
ドウシシャ	3,000	2,300.00	6,900,000	
橋本総業ホールディングス	4,300	1,260.00	5,418,000	
日本ライフライン	6,400	1,070.00	6,848,000	
進和	2,800	2,236.00	6,260,800	
オーハシテクニカ	3,900	1,595.00	6,220,500	
白銅	2,000	2,385.00	4,770,000	
伊藤忠商事	93,700	5,712.00	535,214,400	
丸紅	118,200	2,505.50	296,150,100	
長瀬産業	4,300	2,381.00	10,238,300	
豊田通商	13,000	7,152.00	92,976,000	
兼松	4,000	2,051.00	8,204,000	
三井物産	110,900	5,748.00	637,453,200	
日本紙パルプ商事	1,100	5,100.00	5,610,000	
山善	6,300	1,132.00	7,131,600	
住友商事	93,400	3,103.00	289,820,200	
内田洋行	1,100	5,700.00	6,270,000	
三菱商事	94,700	7,200.00	681,840,000	
キヤノンマーケティングジャパン	3,300	3,592.00	11,853,600	
西華産業	3,000	1,993.00	5,979,000	
菱洋エレクトロ	2,700	3,505.00	9,463,500	
東京産業	4,700	891.00	4,187,700	
阪和興業	3,000	4,615.00	13,845,000	
岩谷産業	3,600	7,423.00	26,722,800	
アステナホールディングス	12,200	455.00	5,551,000	
三愛オブリ	4,600	1,471.00	6,766,600	
稲畑産業	3,900	3,225.00	12,577,500	
ワキタ	6,400	1,316.00	8,422,400	
東邦ホールディングス	3,500	2,619.50	9,168,250	
サンゲツ	3,800	2,442.00	9,279,600	
シナネンホールディングス	900	3,725.00	3,352,500	
伊藤忠エネクス	5,800	1,227.00	7,116,600	
サンリオ	5,000	5,815.00	29,075,000	

リョーサン	2,900	4,000.00	11,600,000	
三信電気	2,600	2,135.00	5,551,000	
モスフードサービス	2,200	3,245.00	7,139,000	
加賀電子	2,300	6,120.00	14,076,000	
立花エレテック	2,500	2,990.00	7,475,000	
フォーバル	4,600	1,063.00	4,889,800	
ＰＡＬＴＡＣ	2,100	4,948.00	10,390,800	
トラスコ中山	4,300	2,313.00	9,945,900	
オートバックスセブン	5,000	1,519.00	7,595,000	
加藤産業	2,000	3,895.00	7,790,000	
杉本商事	2,400	2,147.00	5,152,800	
因幡電機産業	300	3,340.00	1,002,000	
ミスミグループ本社	22,200	3,177.00	70,529,400	
スズケン	3,900	3,806.00	14,843,400	
ジェコス	5,200	869.00	4,518,800	
ローソン	3,200	6,146.00	19,667,200	
サンエー	1,500	4,560.00	6,840,000	
エービーシー・マート	2,000	7,779.00	15,558,000	
ハードオフコーポレーション	4,300	1,387.00	5,964,100	
アスクル	4,200	1,925.00	8,085,000	
ゲオホールディングス	4,300	1,664.00	7,155,200	
アダストリア	2,700	3,030.00	8,181,000	
ジーフット	8,900	273.00	2,429,700	
エディオン	5,900	1,395.00	8,230,500	
あみやき亭	1,800	3,555.00	6,399,000	
ハニーズホールディングス	3,700	1,507.00	5,575,900	
ジンズホールディングス	1,900	3,120.00	5,928,000	
ビックカメラ	8,600	1,066.00	9,167,600	
ＤＣＭホールディングス	7,100	1,212.00	8,605,200	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	21,900	1,921.00	42,069,900	
Ｊ．フロント　リテイリング	18,000	1,374.50	24,741,000	
ドトール・日レスホールディングス	4,500	2,064.00	9,288,000	
マツキヨココカラ＆カンパニー	9,500	8,110.00	77,045,000	
ＺＯＺＯ	10,900	2,939.50	32,040,550	
トレジャー・ファクトリー	3,300	1,674.00	5,524,200	
三越伊勢丹ホールディングス	24,100	1,439.50	34,691,950	
ウエルシアホールディングス	9,000	2,915.50	26,239,500	
クリエイトＳＤホールディングス	2,100	3,565.00	7,486,500	
シュッピン	4,300	1,130.00	4,859,000	

オイシックス・ラ・大地	3,400	2,495.00	8,483,000	
ジョイフル本田	4,500	1,719.00	7,735,500	
すかいらーくホールディングス	18,900	1,867.50	35,295,750	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	5,500	1,101.00	6,055,500	
あさひ	3,400	1,284.00	4,365,600	
コスモス薬品	1,600	14,100.00	22,560,000	
トーエル	3,900	750.00	2,925,000	
セブン&アイ・ホールディングス	51,800	6,147.00	318,414,600	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	11,600	994.00	11,530,400	
ツルハホールディングス	3,600	10,740.00	38,664,000	
サンマルクホールディングス	2,800	1,916.00	5,364,800	
トリドールホールディングス	5,200	3,030.00	15,756,000	
クスリのアオキホールディングス	1,500	8,009.00	12,013,500	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	10,000	3,076.00	30,760,000	
ノジマ	4,800	1,360.00	6,528,000	
カッパ・クリエイト	5,700	1,534.00	8,743,800	
ライトオン	5,200	576.00	2,995,200	
良品計画	18,000	1,386.50	24,957,000	
パリミキホールディングス	5,500	325.00	1,787,500	
アドヴァングループ	5,200	946.00	4,919,200	
Ｇ－７ホールディングス	4,300	1,271.00	5,465,300	
コーナン商事	2,500	3,480.00	8,700,000	
エコス	2,900	1,897.00	5,501,300	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	31,900	2,496.00	79,622,400	
西松屋チェーン	5,600	1,677.00	9,391,200	
ゼンショーホールディングス	7,500	6,213.00	46,597,500	
サイゼリヤ	2,900	3,680.00	10,672,000	
魚力	2,400	2,193.00	5,263,200	
ユナイテッドアローズ	3,100	2,431.00	7,536,100	
ハイデイ日高	2,800	2,384.00	6,675,200	
ＹＵ－ＷＡ　Ｃｒｅａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	12,300	196.00	2,410,800	
コロワイド	6,800	2,006.00	13,640,800	
壱番屋	1,000	5,390.00	5,390,000	
スギホールディングス	3,200	6,110.00	19,552,000	
薬王堂ホールディングス	2,600	2,603.00	6,767,800	

スクロール	4,900	922.00	4,517,800	
木曽路	2,400	2,417.00	5,800,800	
千趣会	14,000	422.00	5,908,000	
ケーヨー	7,500	825.00	6,187,500	
上新電機	2,300	1,931.00	4,441,300	
日本瓦斯	8,000	1,948.50	15,588,000	
ロイヤルホールディングス	4,800	2,740.00	13,152,000	
いなげや	3,600	1,565.00	5,634,000	
チヨダ	2,800	884.00	2,475,200	
ライフコーポレーション	2,100	3,045.00	6,394,500	
ＡＯＫＩホールディングス	8,500	865.00	7,352,500	
コメリ	1,700	2,922.00	4,967,400	
青山商事	6,000	1,238.00	7,428,000	
しまむら	1,800	13,525.00	24,345,000	
高島屋	11,600	1,853.50	21,500,600	
松屋	6,200	1,141.00	7,074,200	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	8,700	1,469.00	12,780,300	
丸井グループ	12,000	2,376.00	28,512,000	
アクシアル　リテイリング	2,000	3,665.00	7,330,000	
イオン	49,300	2,798.50	137,966,050	
イズミ	2,400	3,373.00	8,095,200	
平和堂	3,100	2,134.00	6,615,400	
フジ	2,400	1,823.00	4,375,200	
ヤオコー	1,100	7,168.00	7,884,800	
ゼビオホールディングス	3,500	1,101.00	3,853,500	
ケーズホールディングス	9,800	1,236.00	12,112,800	
Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	1,300	4,240.00	5,512,000	
ブックオフグループホールディングス	4,400	1,275.00	5,610,000	
アインホールディングス	2,200	5,104.00	11,228,800	
ヤマダホールディングス	55,700	421.40	23,471,980	
ニトリホールディングス	6,100	16,600.00	101,260,000	
吉野家ホールディングス	5,400	2,587.00	13,969,800	
王将フードサービス	700	6,700.00	4,690,000	
ミニストップ	3,200	1,456.00	4,659,200	
アークス	3,000	2,443.00	7,329,000	
バローホールディングス	2,800	1,967.00	5,507,600	
ファーストリテイリング	6,800	37,020.00	251,736,000	
サンドラッグ	5,000	4,298.00	21,490,000	
ヤマザワ	2,300	1,272.00	2,925,600	

ベルーナ	10,200	704.00	7,180,800	
いよぎんホールディングス	11,900	782.40	9,310,560	
しずおかフィナンシャルグループ	31,600	1,029.00	32,516,400	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	4,800	864.10	4,147,680	
めぶきフィナンシャルグループ	59,500	338.10	20,116,950	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	3,700	3,100.00	11,470,000	
九州フィナンシャルグループ	16,400	549.90	9,018,360	
ゆうちょ銀行	34,800	1,118.50	38,923,800	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	71,300	554.50	39,535,850	
西日本フィナンシャルホールディングス	7,600	1,189.00	9,036,400	
三十三フィナンシャルグループ	100	1,551.00	155,100	
第四北越フィナンシャルグループ	2,800	3,060.00	8,568,000	
ひろぎんホールディングス	3,100	792.30	2,456,130	
おきなわフィナンシャルグループ	2,000	2,089.00	4,178,000	
十六フィナンシャルグループ	2,300	2,992.00	6,881,600	
北國フィナンシャルホールディングス	1,700	4,240.00	7,208,000	
プロクレアホールディングス	2,600	2,045.00	5,317,000	
あいちフィナンシャルグループ	4,200	2,261.00	9,496,200	
ＳＢＩ新生銀行	4,700	2,803.00	13,174,100	
あおぞら銀行	7,700	2,660.00	20,482,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	882,500	983.00	867,497,500	300,000株
りそなホールディングス	177,300	668.50	118,525,050	
三井住友トラスト・ホールディングス	25,800	4,991.00	128,767,800	
三井住友フィナンシャルグループ	102,700	5,857.00	601,513,900	
千葉銀行	39,500	854.00	33,733,000	
群馬銀行	19,900	509.50	10,139,050	
武蔵野銀行	1,300	2,110.00	2,743,000	
七十七銀行	4,800	2,353.00	11,294,400	
秋田銀行	2,800	1,672.00	4,681,600	
山形銀行	3,200	1,046.00	3,347,200	
岩手銀行	2,900	2,012.00	5,834,800	
東邦銀行	8,100	228.00	1,846,800	
東北銀行	2,800	1,007.00	2,819,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	10,700	2,801.00	29,970,700	
スルガ銀行	13,200	525.00	6,930,000	
八十二銀行	31,700	605.20	19,184,840	
山梨中央銀行	4,300	1,189.00	5,112,700	
大垣共立銀行	3,100	1,808.00	5,604,800	
福井銀行	1,500	1,425.00	2,137,500	

滋賀銀行	3,100	2,660.00	8,246,000	
南都銀行	3,100	2,407.00	7,461,700	
百五銀行	12,300	406.00	4,993,800	
京都銀行	4,300	7,030.00	30,229,000	
紀陽銀行	4,700	1,450.00	6,815,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	9,200	1,136.00	10,451,200	
山陰合同銀行	10,500	799.00	8,389,500	
鳥取銀行	3,000	1,133.00	3,399,000	
百十四銀行	4,000	1,793.00	7,172,000	
阿波銀行	1,800	1,967.00	3,540,600	
大分銀行	1,900	2,124.00	4,035,600	
宮崎銀行	1,700	2,273.00	3,864,100	
佐賀銀行	2,500	1,612.00	4,030,000	
琉球銀行	8,400	899.00	7,551,600	
セブン銀行	38,200	283.80	10,841,160	
みずほフィナンシャルグループ	201,100	2,105.00	423,315,500	
山口フィナンシャルグループ	800	915.00	732,000	
名古屋銀行	1,600	3,260.00	5,216,000	
北洋銀行	20,400	275.00	5,610,000	
愛媛銀行	3,900	788.00	3,073,200	
トマト銀行	3,100	1,017.00	3,152,700	
京葉銀行	11,400	525.00	5,985,000	
栃木銀行	18,500	252.00	4,662,000	
トモニホールディングス	13,900	360.00	5,004,000	
フィデアホールディングス	2,600	1,329.00	3,455,400	
池田泉州ホールディングス	35,200	236.00	8,307,200	
ＦＰＧ	9,700	1,199.00	11,630,300	
ＳＢＩホールディングス	20,800	2,741.00	57,012,800	
ジャフコ　グループ	6,700	1,834.00	12,287,800	
大和証券グループ本社	90,500	727.60	65,847,800	
野村ホールディングス	247,100	546.40	135,015,440	
岡三証券グループ	13,900	478.00	6,644,200	
丸三証券	12,700	457.00	5,803,900	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	20,100	382.00	7,678,200	
いちよし証券	7,100	609.00	4,323,900	
松井証券	9,000	806.00	7,254,000	
マネックスグループ	19,600	545.00	10,682,000	
極東証券	6,100	646.00	3,940,600	
アイザワ証券グループ	6,300	828.00	5,216,400	

かんぽ生命保険	15,800	2,087.00	32,974,600	
ＳＯＭＰＯホールディングス	24,000	6,167.00	148,008,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	28,000	5,006.00	140,168,000	
第一生命ホールディングス	73,000	2,611.50	190,639,500	
東京海上ホールディングス	142,400	3,226.00	459,382,400	
Ｔ＆Ｄホールディングス	36,500	2,038.00	74,387,000	
全国保証	3,900	5,103.00	19,901,700	
クレディセゾン	10,500	2,049.50	21,519,750	
芙蓉総合リース	1,600	11,060.00	17,696,000	
みずほリース	2,100	4,610.00	9,681,000	
東京センチュリー	2,500	5,206.00	13,015,000	
日本証券金融	8,700	1,160.00	10,092,000	
アイフル	35,000	340.00	11,900,000	
リコーリース	1,600	4,070.00	6,512,000	
イオンフィナンシャルサービス	9,400	1,255.50	11,801,700	
アコム	31,600	339.80	10,737,680	
オリエントコーポレーション	7,500	1,146.00	8,595,000	
オリックス	92,300	2,485.00	229,365,500	
三菱ＨＣキャピタル	52,300	810.60	42,394,380	
日本取引所グループ	38,500	2,511.50	96,692,750	
アサックス	5,500	649.00	3,569,500	
ＮＥＣキャピタルソリューション	2,300	3,010.00	6,923,000	
大東建託	5,300	14,310.00	75,843,000	
いちご	22,600	269.00	6,079,400	
ヒューリック	34,100	1,248.00	42,556,800	
野村不動産ホールディングス	9,000	3,467.00	31,203,000	
オープンハウスグループ	5,500	5,355.00	29,452,500	
東急不動産ホールディングス	46,700	862.70	40,288,090	
飯田グループホールディングス	11,000	2,347.50	25,822,500	
パーク２４	12,700	2,125.00	26,987,500	
三井不動産	61,600	2,838.50	174,851,600	
三菱地所	87,700	1,736.00	152,247,200	
平和不動産	3,300	3,795.00	12,523,500	
東京建物	14,800	1,895.00	28,046,000	
京阪神ビルディング	4,100	1,180.00	4,838,000	
住友不動産	26,600	3,650.00	97,090,000	
テーオーシー	7,300	635.00	4,635,500	
スターツコーポレーション	3,400	2,880.00	9,792,000	

空港施設	7,500	550.00	4,125,000	
ゴールドクレスト	3,500	1,808.00	6,328,000	
エスリード	2,500	2,548.00	6,370,000	
ＡＶＡＮＴＩＡ	6,500	839.00	5,453,500	
イオンモール	7,700	1,790.50	13,786,850	
カチタス	5,000	2,437.00	12,185,000	
日本空港ビルデング	5,600	6,623.00	37,088,800	
ＭＩＸＩ	3,400	2,786.00	9,472,400	
日本M&Aセンターホールディングス	27,600	1,117.00	30,829,200	
ＵＴグループ	3,800	3,085.00	11,723,000	
パソナグループ	2,900	1,716.00	4,976,400	
エス・エム・エス	6,300	3,170.00	19,971,000	
パーソルホールディングス	15,500	2,647.50	41,036,250	
クックパッド	18,600	182.00	3,385,200	
学情	3,700	1,875.00	6,937,500	
スタジオアリス	2,200	2,179.00	4,793,800	
シミックホールディングス	3,400	2,043.00	6,946,200	
ＮＪＳ	2,500	2,722.00	6,805,000	
綜合警備保障	5,400	3,946.00	21,308,400	
カカクコム	12,800	2,028.50	25,964,800	
アイロムグループ	2,500	1,974.00	4,935,000	
ディップ	3,300	3,535.00	11,665,500	
キャリアデザインセンター	2,800	1,588.00	4,446,400	
ベネフィット・ワン	6,900	1,573.50	10,857,150	
エムスリー	29,500	3,293.00	97,143,500	
アウトソーシング	10,100	1,373.00	13,867,300	
ディー・エヌ・エー	6,900	1,858.50	12,823,650	
博報堂ＤＹホールディングス	18,600	1,532.50	28,504,500	
ぐるなび	13,100	367.00	4,807,700	
ファンコミュニケーションズ	11,300	402.00	4,542,600	
ＷＤＢホールディングス	1,400	2,216.00	3,102,400	
インフォマート	25,000	303.00	7,575,000	
クイック	3,400	2,224.00	7,561,600	
電通グループ	14,800	4,672.00	69,145,600	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	3,900	2,742.00	10,693,800	
日本空調サービス	7,200	765.00	5,508,000	
オリエンタルランド	78,100	5,292.00	413,305,200	
ダスキン	2,500	3,150.00	7,875,000	
ラウンドワン	18,900	594.00	11,226,600	

リゾートトラスト	6,900	2,217.00	15,297,300	
ビー・エム・エル	2,800	3,080.00	8,624,000	
りらいあコミュニケーションズ	4,700	1,465.00	6,885,500	
リソー教育	20,800	281.00	5,844,800	
早稲田アカデミー	4,600	1,370.00	6,302,000	
ユー・エス・エス	15,600	2,363.50	36,870,600	
サイバーエージェント	36,700	1,088.50	39,947,950	
楽天グループ	68,400	502.10	34,343,640	
テー・オー・ダブリュー	19,000	327.00	6,213,000	
エン・ジャパン	4,600	2,544.00	11,702,400	
テクノプロ・ホールディングス	9,700	3,289.00	31,903,300	
インターワークス	8,700	353.00	3,071,100	
アイ・アールジャパンホールディングス	2,400	1,648.00	3,955,200	
ジャパンマテリアル	4,900	2,398.00	11,750,200	
キャリアリンク	2,000	3,100.00	6,200,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	3,900	1,064.00	4,149,600	
リクルートホールディングス	108,800	4,755.00	517,344,000	
エラン	6,300	860.00	5,418,000	
日本郵政	182,600	1,017.00	185,704,200	
ベイカレント・コンサルティング	12,600	5,541.00	69,816,600	
ＭＳ－Ｊａｐａｎ	4,400	1,042.00	4,584,800	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	6,300	1,864.00	11,743,200	
リログループ	9,500	2,029.00	19,275,500	
日本管財ホールディングス	3,200	2,569.00	8,220,800	
共立メンテナンス	3,300	5,633.00	18,588,900	
建設技術研究所	1,900	3,620.00	6,878,000	
東京都競馬	2,300	4,035.00	9,280,500	
カナモト	3,600	2,169.00	7,808,400	
トランス・コスモス	2,700	3,550.00	9,585,000	
乃村工藝社	7,700	991.00	7,630,700	
白洋舎	2,700	2,929.00	7,908,300	
セコム	15,000	9,619.00	144,285,000	
セントラル警備保障	2,100	2,831.00	5,945,100	
メイテック	4,700	2,479.00	11,651,300	
応用地質	3,300	2,022.00	6,672,600	
船井総研ホールディングス	3,400	2,624.00	8,921,600	
ベネッセホールディングス	5,900	1,837.00	10,838,300	
イオンディライト	2,000	3,000.00	6,000,000	

ダイセキ	3,400	3,955.00	13,447,000	
ステップ	3,000	1,808.00	5,424,000	
合　計	16,632,200	－	46,464,929,330	

（注）備考欄の数値は、差入委託証拠金代用有価証券としての担保差入れ株式数です。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年6月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	35,523,501,333 円
Ⅱ　負債総額	78,093,419 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	35,445,407,914 円
Ⅳ　発行済数量	11,793,714,641 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0054 円

（ご参考：親投資信託の現況）
ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド

2023年6月30日 現在

種類	金額
Ⅰ　資産総額	51,732,979,455 円
Ⅱ　負債総額	82,022,185 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	51,650,957,270 円
Ⅳ　発行済数量	24,791,301,686 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0834 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換
該当事項はありません。

２．受益者に対する特典
特典はありません。

３．内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

４．受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５．受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

６．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

７．償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

８．質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

2023年６月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

④売買の執行はトレーディング部が行います。

⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年６月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	171	3,806,782
単位型公社債投資信託	2	2,963
単位型株式投資信託	11	39,229
合計	184	3,848,976

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第38期事業年度（2022年４月１日から2023年３月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2023年６月５日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奈　良　昌　彦

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	第37期 (2022年３月31日現在)		第38期 (2023年３月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		21,389,756		20,784,858
前払費用		319,734		427,401
未収委託者報酬		2,902,834		3,200,726
未収収益		2,610,213		3,021,468
未収入金		1,692		4
その他の流動資産		22,412		18,592
流動資産計		27,246,644		27,453,052
固定資産				
有形固定資産	＊１	459,081	＊１	433,750
建物		342,403		307,934
器具備品		116,678		125,816
無形固定資産		228,727		348,422
電話加入権		3,795		3,795
ソフトウエア		188,720		314,954
ソフトウエア仮勘定		36,211		29,672
投資その他の資産		3,576,825		3,508,324
投資有価証券		42,253		48,291
関係会社株式		1,673,049		1,668,529
その他の関係会社有価証券		521,200		520,000
長期前払費用		40,588		30,700
敷金		474,324		474,324
その他長期差入保証金		21,230		21,230
繰延税金資産		804,178		954,048
投資損失引当金		－		△ 208,800
固定資産計		4,264,634		4,290,497
資産合計		31,511,279		31,743,550
負債の部				
流動負債				
未払金		3,183,398		3,477,655
未払手数料		1,306,204		1,464,843
その他未払金		1,877,194		2,012,811
未払費用		398,447		335,471
未払消費税等		277,096		266,103
未払法人税等		1,152,000		1,210,000
預り金		46,775		60,297
前受収益		2,286		2,579
賞与引当金		287,955		288,706
その他の流動負債		7		8
流動負債計		5,347,968		5,640,822
固定負債				
退職給付引当金		845,039		886,720
固定負債計		845,039		886,720
負債合計		6,193,007		6,527,543
純資産の部				
株主資本		25,312,741		25,210,382
資本金		2,000,000		2,000,000

資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,912,741	22,810,382
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,412,741	22,310,382
繰越利益剰余金	22,412,741	22,310,382
評価・換算差額等	5,529	5,624
その他有価証券評価差額金	5,529	5,624
純資産合計	25,318,271	25,216,006
負債・純資産合計	31,511,279	31,743,550

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第37期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）	第38期 （自　2022年４月１日 至　2023年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	18,065,913	16,696,838
運用受託報酬	10,405,866	11,663,951
投資助言報酬	66,255	92,682
その他営業収益	532,829	661,029
営業収益計	29,070,864	29,114,502
営業費用		
支払手数料	8,365,057	7,669,451
広告宣伝費	216,312	206,908
調査費	6,860,898	7,435,066
調査費	2,728,988	2,823,854
委託調査費	4,131,910	4,611,211
委託計算費	115,017	119,180
営業雑経費	259,680	265,287
通信費	38,574	60,267
印刷費	175,527	160,147
協会費	24,866	23,883
諸会費	11,208	12,732
図書費	9,504	8,256
営業費用計	15,816,967	15,695,895
一般管理費		
給料	3,925,627	3,883,418
役員報酬	128,277	83,430
給料・手当	2,779,798	2,848,648
賞与	1,017,551	951,339
交際費	4,546	13,259
寄付金	2,632	4,696
旅費交通費	17,590	140,480
租税公課	167,411	174,372
不動産賃借料	468,092	468,091
退職給付費用	161,994	163,194
賞与引当金繰入	287,955	288,706
固定資産減価償却費	165,703	165,502
法定福利費	630,892	629,504
福利厚生費	12,315	10,617
諸経費	487,975	503,320
一般管理費計	6,332,736	6,445,164

営業利益		6,921,159		6,973,442
営業外収益				
受取利息		206		189
受取配当金	＊1	5,672	＊1	4,304
雑益		13,622		13,722
営業外収益計		19,500		18,216
営業外費用				
為替差損		66,106		54,263
雑損		23,333		9,120
営業外費用計		89,440		63,383
経常利益		6,851,219		6,928,275
特別利益				
投資有価証券売却益		－		480
特別利益計		－		480
特別損失				
固定資産除却損		610		190
投資有価証券評価損		－		501
投資損失引当金繰入額		－		208,800
その他特別損失		－		392
特別損失計		610		209,884
税引前当期純利益		6,850,609		6,718,870
法人税、住民税及び事業税		2,169,313		2,220,524
法人税等調整額		△ 69,337		△ 149,911
法人税等合計		2,099,975		2,070,612
当期純利益		4,750,633		4,648,257

(3)【株主資本等変動計算書】

第37期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	0	22,599,322
当期変動額						
剰余金の配当						△ 4,937,214
特別償却準備金の取崩					△ 0	0
当期純利益						4,750,633
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 0	△ 186,580
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	－	22,412,741

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	23,099,322	25,499,322	6,393	6,393	25,505,715

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,937,214	△ 4,937,214			△ 4,937,214
特別償却準備金の取崩	－	－			－
当期純利益	4,750,633	4,750,633			4,750,633
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 863	△ 863	△ 863
当期変動額合計	△ 186,580	△ 186,580	△ 863	△ 863	△ 187,444
当期末残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,412,741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4,648,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	△ 102,359
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,310,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,912,741	25,312,741	5,529	5,529	25,318,271
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,750,617	△ 4,750,617			△ 4,750,617
当期純利益	4,648,257	4,648,257			4,648,257
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			94	94	94
当期変動額合計	△ 102,359	△ 102,359	94	94	△ 102,264
当期末残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006

注記事項

（重要な会計方針）

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として３年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③ 投資損失引当金

関係会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から

短期間で支払いを受けます。

（重要な会計上の見積り）

第37期 2022年３月31日現在	第38期 2023年３月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表関係）

第37期 2022年３月31日現在	第38期 2023年３月31日現在
＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　182,121千円 器具備品　501,021千円	＊１．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります 建物　217,486千円 器具備品　477,945千円

（損益計算書関係）

第37期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日	第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日
＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 2,000千円 上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は8,520千円であります。	＊１．関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 3,605千円 上記のほか、関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,067千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2021年４月１日現在	増加	減少	2022年３月31日現在
普通株式	38,300	－	－	38,300

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額

2021年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額　4,937,214千円

（ロ）１株当たり配当額　128,909円

（ハ）基準日　2021年３月31日

（ニ）効力発生日　2021年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2022年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額	4,750,617千円
（ロ）配当の原資	繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額	124,037円
（ニ）基準日	2022年３月31日
（ホ）効力発生日	2022年６月30日

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2022年４月１日現在	増加	減少	2023年３月31日現在
普通株式	38,300	－	－	38,300

２．配当に関する事項
(1) 配当金支払額
2022年６月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額	4,750,617千円
（ロ）１株当たり配当額	124,037円
（ハ）基準日	2022年３月31日
（ニ）効力発生日	2022年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年６月29日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
・普通株式の配当に関する事項

（イ）配当金の総額	4,648,241千円
（ロ）配当の原資	繰越利益剰余金
（ハ）１株当たり配当額	121,364円
（ニ）基準日	2023年３月31日
（ホ）効力発生日	2023年６月29日

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項

第37期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日	第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されており	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

ます。 営業債務である未払金は、ほとんど１年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左
② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。	② 市場リスク 同左
③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	③ 流動性リスク 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

第37期（2022年３月31日現在）

2022年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	42,253	42,253	－
敷金	474,324	474,362	37
資産計	516,578	516,616	37

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券（持分相当額を純額で計上する組合等への出資1,200千円を除く）については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747
その他の関係会社有価証券	520,000

（注3）その他の関係会社有価証券のうち1,200千円については、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当するため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日改正）の第24-16項を適用し、時価に関する注記を省略しております。

（注4）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	－	21,628	538	－
合計	－	21,628	538	－

第38期（2023年３月31日現在）

2023年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,291	48,291	－
敷金	474,324	475,064	739
資産計	522,615	523,355	739

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金
未払費用

（注2）関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	520,000

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
投資有価証券 　その他有価証券のうち満期があるもの	1,679	18,855	995	995
合計	1,679	18,855	995	995

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第37期（2022年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 　その他有価証券	－	42,253	－	42,253
資産計	－	42,253	－	42,253

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	474,362	－	474,362
資産計	－	474,362	－	474,362

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

第38期（2023年３月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	－	48,291	－	48,291
資産計	－	48,291	－	48,291

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金	－	475,064	－	475,064
資産計	－	475,064	－	475,064

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第37期
2022年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　521,200千円）は、市場価格のない株式等又は貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資に該当することから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	37,421	28,638	8,783

第38期
2023年３月31日現在

１．子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額　520,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,605	18,645	8,960

②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	4,832	5,645	△813
合計	42,253	34,283	7,970

3．当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

②貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,685	21,539	△853
合計	48,291	40,184	8,106

3．当事業年度中に売却したその他有価証券
同左

4．減損処理を行った有価証券
当事業年度において、有価証券について501千円（その他有価証券の証券投資信託501千円）減損処理を行っております。

（収益認識関係）

第37期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	18,065,913	－	18,065,913
運用受託報酬	10,155,263	250,602	10,405,866
投資助言報酬	66,255	－	66,255
その他営業収益	532,829	－	532,829
合計	28,820,261	250,602	29,070,864

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）　5,349,421千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）　5,513,048千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,696,838	－	16,696,838
運用受託報酬	11,529,748	134,202	11,663,951
投資助言報酬	92,682	－	92,682
その他営業収益	661,029	－	661,029
合計	28,980,299	134,202	29,114,502

２．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）　5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高）　6,222,195千円

（＊）なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

（退職給付関係）

第37期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	800,611千円
勤務費用	69,820千円
利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の発生額	9,121千円
退職給付の支払額	△29,833千円
退職給付債務の期末残高	852,862千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－
年金資産	－
	－
非積立型制度の退職給付債務	852,862千円
未積立退職給付債務	852,862千円
未認識数理計算上の差異	△7,823千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円

退職給付引当金	845,039千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	845,039千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,820千円

利息費用	3,143千円
数理計算上の差異の費用処理額	△267千円
その他	10,130千円
確定給付制度に係る退職給付費用	82,826千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　　0.4%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、79,167千円であります。

第38期（自　2022年４月１日　至　2023年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間３年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間３年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－
年金資産	－
	－
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　　0.8%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年３月31日現在)	第38期 (2023年３月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	258,750千円	271,513千円
未払金	3,366千円	2,092千円
賞与引当金	88,171千円	88,401千円
未払法定福利費	11,424千円	11,663千円
未払事業所税	3,958千円	3,929千円
未払事業税	61,773千円	64,984千円
未払調査費	90,375千円	102,531千円
減価償却超過額	53,430千円	24,211千円
繰延資産超過額	8,569千円	9,605千円
未払確定拠出年金	2,038千円	2,120千円
未収実績連動報酬	31,195千円	48,549千円
投資損失引当金	－	63,934千円
未払費用	195,620千円	267,102千円
繰延税金資産小計	808,674千円	960,642千円
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	808,674千円	960,642千円
繰延税金負債		
前払費用	2,055千円	4,110千円
その他有価証券評価差額金	2,440千円	2,482千円
繰延税金負債合計	4,495千円	6,593千円
繰延税金資産の純額	804,178千円	954,048千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第37期 （2022年３月31日現在）	第38期 （2023年３月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	同左

３．法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を当事業年度の期首から適用しています。

（セグメント情報等）

<table>
<tr><th>第37期
自　2021年４月１日
至　2022年３月31日</th><th>第38期
自　2022年４月１日
至　2023年３月31日</th></tr>
<tr><td>［セグメント情報］
当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］
１．製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
（単位：千円）
<table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>26,067,627</td><td>3,003,236</td><td>29,070,864</td></tr></table>（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産
同左

３．主要な顧客ごとの情報
(1) 投資信託の名称
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決</td><td>［セグメント情報］
同左

［関連情報］
１．製品及びサービスごとの情報
同左

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益
（単位：千円）
<table><tr><th>日本</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>25,542,522</td><td>3,571,980</td><td>29,114,502</td></tr></table>（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産
同左

３．主要な顧客ごとの情報
(1) 投資信託の名称
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決</td></tr>
</table>

算型) (2) 委託者報酬 4,883,617千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	算型) (2) 委託者報酬 3,989,751千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント

(関連当事者情報)

第37期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第38期(自　2022年４月１日　至　2023年３月31日)

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
重要な取引はありません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
重要な取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報
東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（１株当たり情報）

第37期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日	
１株当たり純資産額	661,051円47銭
１株当たり当期純利益金額	124,037円43銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,318,271千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	25,318,271千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,750,633千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	4,750,633千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第38期 自　2022年４月１日 至　2023年３月31日	
１株当たり純資産額	658,381円38銭
１株当たり当期純利益金額	121,364円43銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）　１株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,216,006千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－
普通株式に係る当期末の純資産額	25,216,006千円
１株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

2022.4

追加型証券投資信託

東京海上セレクション・日本株TOPIX

約　　款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託　東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ
運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資します。

２．運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか内外の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①主としてＴＯＰＩＸに採用されている銘柄を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

②ＴＯＰＩＸに連動する投資成果の達成を目標とします。

③当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

④株式以外の資産（マザーファンド受益証券を通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

⑤ただし、資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

３．運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。
(4) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
(7) デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

４．収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託　東京海上セレクション・日本株ＴＯＰＩＸ　約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　　この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第１条の２　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第２条　　委託者は、金５千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。

②　　委託者は、受託者と合意のうえ金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第３条　　この信託の期間は、信託契約締結日から第50条（信託契約の解約）第１項、第51条（信託契約に関する監督官庁の命令）第1項、第52条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）第１項または第54条（受託者の辞任および解任に伴う取扱）第２項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第４条　　委託者は、第２条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第１項に規定する信託によって生じた受益権については５千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条（追加信託の時期、価額およびロ数、基準価額の計算方法）第１項の追加ロ数に、それぞれ均等に分割します。

②　　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第５条　　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第６条　　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第４条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込ロ数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額およびロ数、基準価額の計算方法】

第７条　　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③　　信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第８条　　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第９条　　この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　　委託者は、第４条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうもの

します。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【募集の取扱者】

第11条　＜削除＞

【受益権の取得単位および価額】

第12条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第４条（受益権の分割および再分割）第１項の規定により分割される受益権を、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款に従った契約を結んだ取得申込者に対し、１口の整数倍をもって、取得申込に応ずることができます。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

④　第１項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める金額とします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条の2　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第12条の3　受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第13条　＜削除＞

【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第14条　＜削除＞

【受益証券の再交付の費用】

第15条　＜削除＞

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条（先物取引等の運用指図）、第23条（スワップ取引の運用指図）および第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

②　この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。

為替手形

【運用の指図範囲】

第17条　委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＴＭＡ日本株ＴＯＰＩＸマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第17条の2　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第30条（信託業務の委託等）において同じ。）、第30条（信託業務の委託等）第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）第１項に定める資産への投資を行うことができます。

②　前項の取扱いは、第21条（信用取引の指図範囲）ないし第27条（公社債の借入）、第29条（外国為替予約の指図）、第35条（有価証券の売却等の指図）、第36条（再投資の指図）および第37条（資金の借入）における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③　前２項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条　委託者は、日本国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるも

のをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の２ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【公社債の空売の運用指図】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産において借入れた公社債を含みます。）の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行えるものとします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限、特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額の

うち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の２ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第31条 ＜削除＞

【混蔵寄託】

第32条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第33条 ＜削 除＞

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第35条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第36条　委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第37条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第38条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第39条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第40条　この信託の計算期間は、毎年6月21日から翌年6月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成13年9月25日から翌年6月20日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令に従います。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第41条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第42条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）、信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第43条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第44条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金

にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第２項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第３項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

第46条 受益者に帰属する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第９条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として５営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において受益者に支払います。

④ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【受益証券の混蔵保管および返還請求の取扱い】

第47条 ＜削除＞

【償還金の時効】

第48条 受益者が、信託終了による償還金について第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第２項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第49条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができるものとします。

⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第２項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第49条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第50条　委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第51条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第52条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条（信託約款の変更）第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第53条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第54条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条（信託約款の変更）の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第55条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第56条　第50条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更）に規定する信託約款の変更を行う場合において、第50条（信託契約の解約）第３項または前条（信託約款の変更）第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②　前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第56条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.tokiomarineam.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第58条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附　則】

附則第１条　この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社または登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第２条　信託約款第46条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第４項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

附則第３条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条（受益証券の発行および種類）、第10条（受益証券の発行についての受託者の認証）、第13条（受益証券の再交付）から第15条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益証券に関する規定のうち受益権への読み替えに伴い変更等の生じた規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

附則第４条　第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第５条　第24条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年9月25日

委託者　東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社